

条項(省令)	内容	対応	適否
第22条	法第12条第3項の規定による火薬庫の構造、位置及び設備の技術上の基準は、次条から第32条までに定めるところによる。		
第23条	火薬庫は、第2項から第6項までに規定する場合を除き、その貯蔵量に応じ火薬庫の外壁から保安物件に対し次の表の保安距離をとらなければならない。(表省略)		適・否
2項	第32条の規定により、第20条第1項の最大貯蔵量をこえて貯蔵する場合の保安距離は、当該保安物件に対して、当該火薬庫の種類に応じ、次の算式により計算した距離以上の距離をとらなければならない。(式省略)		適・否
3項	一級火薬庫、二級火薬庫又は煙火火薬庫については、第二種保安物件、第三種保安物件又は第四種保安物件の方向に対する第31条の土堤を火薬庫の屋根の高さの四分の五以上の高さとするときは、当該保安物件に対する保安距離は、第1項の規定にかかわらず、次の表の距離とする。(表省略)		適・否
7項	保安物件がもっぱら当該火薬庫の所属する事業所の事業の用に供する施設であるときは、第1項から前項までの規定にかかわらず、当該保安物件に対し経済産業大臣が告示で定める保安距離をとらなければならない。		適・否
第24条	地上に設置する一級火薬庫は、その位置、構造および設備について、次の各号の規定を守らなければならない。		
1号	火薬庫の位置は、湿地を避けて選定すること。		適・否
2号	構造は、平家建の鉄筋コンクリート造、煉瓦造、コンクリートブロック造または石造とし、基礎は堅ろう高位とし、かつ、排水に留意すること。		適・否
3号	火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分にあっては厚さ15cm以上、煉瓦造、コンクリートブロック造または石造の部分にあっては20cm以上とすること。		適・否
4号	火薬庫の入口の扉は、外扉が耐火扉である二重扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。		適・否
5号	窓を設ける場合には、地盤面から1.7m以上の高さとし、その数は火薬庫の大きさに応じ採光を考慮して定め、かつ、10cm以下の間隔で直径1cm以上の鉄棒をはめこみ、内方には不透明ガラスを使用した引戸を、外方には外から容易に開くことのできないような耐火扉を備えること。		適・否
6号	搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床は、地盤面より30cm以上の高さとし、かつ、床下には火薬庫の大きさに応じ三個以上の通気孔を設け、金網張りとし、かつ、幅20cm以上の通気孔には、約5cm間隔で直径1cm以上の鉄棒をはめこむこと。		適・否
7号	搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面は板張りとし、火薬庫の床面には鉄類を表わさないこと。		適・否
8号	換気孔は、金網張りとし、火薬庫の大きさに応じ天井に一個以上を設け、かつ、天井裏から外部に通ずるように両つまに各一個以上を設けること。		適・否
9号	火薬庫に暖房の設備を設けるときは、温水以外のものを使用しないこと。		適・否
10号	火薬庫内に照明設備を設ける場合には、防爆式の電灯を用い、配線は、金属線び工事、金属管工事、がい装ケーブルを使用するケーブル工事等によるものとし、自動遮断器または開閉器は、火薬庫外に設けること。		適・否
11号	小屋組は木造とし、屋根の外表面は、金属板、スレート板、瓦等の不燃性物質を使用し、盗難および火災を防ぎ得る構造とすること。		適・否
12号	火薬庫には、避雷装置を設けること。		適・否
13号	火薬庫の周囲は、土堤で囲むこと。		適・否
14号	火薬庫には、その境界に沿い幅2m以上の防火のための空地を設け、附近には貯水槽を備え、警戒札を建てる等の防火設備および警戒設備を設けること。		適・否
15号	火薬庫の天井裏又は屋根には、盗難を防止するための措置を講ずること。		適・否
16号	火薬庫には、盗難を防止するための警鳴装置を設置すること。ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配置する場合には、この限りでない。		適・否
第30条	避雷装置は、位置、型式、構造、材質等について経済産業大臣が告示で定めるものを使用しなければならない。		適・否

条項(省令)	内容	対応	適否
第31条	火薬庫の周囲に土堤を設ける場合には、左の各号の規定を守らなければならない。		
1号	土堤は、その内面の堤脚から火薬庫の外壁まで1m以上の距離においてできるだけ接近して構築すること。		適・否
2号	土堤に切通の出入口を設けた場合には、平面図において火薬庫の本屋から外方に引いたすべての直線が必ず土堤の頂上の線と交さするような構造とすること。		適・否
3号	土堤にトンネルを掘って出入口とする場合には、平面図において火薬庫の外壁からトンネルの方に引いたすべての直線が必ずトンネルの壁の線と交さするような構造とすること。		適・否
4号	土堤は、45度(最大貯蔵量爆薬600kg以下の火薬庫であって、土堤の内面を鉄筋コンクリートで補強する場合には、当該部分については、75度)より急でないよう配とし、高さは煙火火薬庫にあつては軒までの高さ(1.5m未満の場合は、1.5m)、その他の火薬庫にあつては屋頂の高さ(1.5m未満の場合は、1.5m)以上とし、頂部の厚さは1m以上とすること。		適・否
5号	土堤の堤脚をやむを得ず土留とするときは、土堤の高さの三分の一以下とし、最大貯蔵量爆薬一トン以上の場合には、内面の土留は、爆発の際軽量の飛散物となるものを使用すること。ただし、煙火火薬庫に土堤を設ける場合における材料については、この限りでない。		適・否
6号	火薬庫が二以上隣接し、中間の土堤を兼用するときは、その土堤に通路を設けないこと。		適・否
7号	土堤の堤面は、できるだけ芝草類又はセメントモルタルで被覆をすること。		適・否
第32条	第20条、第21条および第23条から前条までに規定する基準については、経済産業大臣が天然または人造の掩体の状態、土地または設備の状況、貯蔵火薬類の種類または数量その他の関係により危険の虞がないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもつて基準とする。		適・否

条項(省令)	内容	対応	適否
第22条	法第12条第3項の規定による火薬庫の構造、位置及び設備の技術上の基準は、次条から第32条までに定めるところによる。		
第23条	火薬庫は、第2項から第6項までに規定する場合を除き、その貯蔵量に応じ火薬庫の外壁から保安物件に対し次の表の保安距離をとらなければならない。(表省略)		適・否
2項	第32条の規定により、第20条第1項の最大貯蔵量をこえて貯蔵する場合の保安距離は、当該保安物件に対して、当該火薬庫の種類に応じ、次の算式により計算した距離以上の距離をとらなければならない。(式省略)		適・否
3項	一級火薬庫、二級火薬庫又は煙火火薬庫については、第二種保安物件、第三種保安物件又は第四種保安物件の方向に対する第31条の土堤を火薬庫の屋根の高さの四分の五以上の高さとするときは、当該保安物件に対する保安距離は、第1項の規定にかかわらず、次の表の距離とする。(表省略)		適・否
7項	保安物件がもつばら当該火薬庫の所属する事業所の事業の用に供する施設であるときは、第1項から前項までの規定にかかわらず、当該保安物件に対し経済産業大臣が告示で定める保安距離をとらなければならない。		適・否
第24条の2	地上に設置する覆土式一級火薬庫は、その位置、構造および設備について、前条第1号、第4号、第7号、第9号、第12号、第14号および第16号ならびに次条第7号および第8号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。		
1号	火薬庫の構造は、二重の堅固な構造とし、外部構造は、厚さ20cm以上の鉄筋コンクリート造とし、内部構造の壁は、その外面が外部構造の壁の内面から20cm以上離れるようにし、かつ、湿気を防ぐ構造とすること。		適・否
2号	火薬庫の基礎は、堅ろう高位とし、外部構造と内部構造との空間には、湿気の滞りゆうを避け、排水を完全にすること。		適・否
3号	搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床は、地盤面より30cm以上の高さとし、床下または天井等には、火薬庫の構造に応じ適当な個数の通気孔または換気孔を設け、かつ、幅20cm以上の通気孔または換気孔には、約5cm間隔で直径1cm以上の鉄棒をはめこむこと。		適・否
4号	火薬庫の覆土(その入口に面する部分を除く。)は、45度より急でないこう配とし、外部構造の覆土の厚さは、3m以上とすること。		適・否
5号	火薬庫の覆土は、石塊を含まないものとし、その表面は、できるだけ芝草類で被覆をすること。		適・否
第24条	地上に設置する一級火薬庫は、その位置、構造および設備について、次の各号の規定を守らなければならない。		
1号	火薬庫の位置は、湿地を避けて選定すること。		適・否
4号	火薬庫の入口の扉は、外扉が耐火扉である二重扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。		適・否
7号	搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面は板張りとし、火薬庫の床面には鉄類を表わさないこと。		適・否
9号	火薬庫に暖房の設備を設けるときは、温水以外のものを使用しないこと。		適・否
12号	火薬庫には、避雷装置を設けること。		適・否
14号	火薬庫には、その境界に沿い幅2m以上の防火のための空地を設け、附近には貯水槽を備え、警戒札を建てる等の防火設備および警戒設備を設けること。		適・否
16号	火薬庫には、盗難を防止するための警鳴装置を設置すること。ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配置する場合には、この限りでない。		適・否
第25条	地中に設置する一級火薬庫は、その位置、構造および設備について、第24条第7号および第16号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。		
7号	火薬庫の入口または火薬庫に通ずるトンネルの入口前方5m以内に土堤を設ける等爆発の際直接の衝動波が突出する虞がないように措置を講ずること。		適・否
8号	火薬庫内を照明する設備を設ける場合には、防爆式の電灯とし、配線は、金属線び工事、金属管工事、がい装ケーブルを使用するケーブル工事等によるものとし、自動遮断器または開閉器は、火薬庫外に設けること。		適・否
第30条	避雷装置は、位置、型式、構造、材質等について経済産業大臣が告示で定めるものを使用しなければならない。		適・否

条項(省令)	内容	対応	適否
第31条	火薬庫の周囲に土堤を設ける場合には、左の各号の規定を守らなければならない。		
1号	土堤は、その内面の堤脚から火薬庫の外壁まで1m以上の距離においてできるだけ接近して構築すること。		適・否
2号	土堤に切通の出入口を設けた場合には、平面図において火薬庫の本屋から外方に引いたすべての直線が必ず土堤の頂上の線と交さするような構造とすること。		適・否
3号	土堤にトンネルを掘って出入口とする場合には、平面図において火薬庫の外壁からトンネルの方に引いたすべての直線が必ずトンネルの壁の線と交さするような構造とすること。		適・否
4号	土堤は、45度(最大貯蔵量爆薬600kg以下の火薬庫であって、土堤の内面を鉄筋コンクリートで補強する場合には、当該部分については、75度)より急でないよう配とし、高さは煙火火薬庫にあつては軒までの高さ(1.5m未満の場合は、1.5m)、その他の火薬庫にあつては屋頂の高さ(1.5m未満の場合は、1.5m)以上とし、頂部の厚さは1m以上とすること。		適・否
5号	土堤の堤脚をやむを得ず土留とするときは、土堤の高さの三分の一以下とし、最大貯蔵量爆薬一トン以上の場合には、内面の土留は、爆発の際軽量の飛散物となるものを使用すること。ただし、煙火火薬庫に土堤を設ける場合における材料については、この限りでない。		適・否
6号	火薬庫が二以上隣接し、中間の土堤を兼用するときは、その土堤に通路を設けないこと。		適・否
7号	土堤の堤面は、できるだけ芝草類又はセメントモルタルで被覆をすること。		適・否
第32条	第20条、第21条および第23条から前条までに規定する基準については、経済産業大臣が天然または人造の掩体の状態、土地または設備の状況、貯蔵火薬類の種類または数量その他の関係により危険の虞がないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもつて基準とする。		適・否

条項(省令)	内容	対応	適否
第22条	法第12条第3項の規定による火薬庫の構造、位置及び設備の技術上の基準は、次条から第32条までに定めるところによる。		
第23条	火薬庫は、第2項から第6項までに規定する場合を除き、その貯蔵量に応じ火薬庫の外壁から保安物件に対し次の表の保安距離をとらなければならない。(表省略)		適・否
2項	第32条の規定により、第20条第1項の最大貯蔵量をこえて貯蔵する場合の保安距離は、当該保安物件に対して、当該火薬庫の種類に応じ、次の算式により計算した距離以上の距離をとらなければならない。(式省略)		適・否
3項	一級火薬庫、二級火薬庫又は煙火火薬庫については、第二種保安物件、第三種保安物件又は第四種保安物件の方向に対する第31条の土堤を火薬庫の屋根の高さの四分の五以上の高さとするときは、当該保安物件に対する保安距離は、第1項の規定にかかわらず、次の表の距離とする。(表省略)		適・否
7項	保安物件がもつばら当該火薬庫の所属する事業所の事業の用に供する施設であるときは、第1項から前項までの規定にかかわらず、当該保安物件に対し経済産業大臣が告示で定める保安距離をとらなければならない。		適・否
第25条	地中に設置する一級火薬庫は、その位置、構造および設備について、第24条第7号および第16号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。		
1号	火薬庫の位置は、堅ろうな地盤で、かつ、爆発の際附近の坑内施設、坑内従業者等に危害を及ぼさない場所を選定すること。		適・否
2号	火薬庫の構造は、鉄筋コンクリート造等堅固で湿気を防ぐ構造とすること。ただし、岩質により安全と認められる場合でセメント塗込としたときは、木造で壁板を二重とすることができる。		適・否
3号	建物の外壁と岩壁との間の空間には、湿気の滞りゆうを避け、排水を完全にすること。		適・否
4号	火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口には、盗難を防止するための措置を講ずること。		適・否
5号	削除		
6号	火薬庫の地盤の厚さは、次の表の基準によること。(表省略)		適・否
7号	火薬庫の入口または火薬庫に通ずるトンネルの入口前方5m以内に土堤を設ける等爆発の際直接の衝動波が突出する虞がないように措置を講ずること。		適・否
8号	火薬庫内を照明する設備を設ける場合には、防爆式の電灯とし、配線は、金属線び工事、金属管工事、がい装ケーブルを使用するケーブル工事等によるものとし、自動遮断器または開閉器は、火薬庫外に設けること。		適・否
第24条	地上に設置する一級火薬庫は、その位置、構造および設備について、次の各号の規定を守らなければならない。		
7号	搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面は板張りとし、火薬庫の床面には鉄類を表わさないこと。		適・否
16号	火薬庫には、盗難を防止するための警鳴装置を設置すること。ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配置する場合には、この限りでない。		適・否
第32条	第20条、第21条および第23条から前条までに規定する基準については、経済産業大臣が天然または人造の掩体の状態、土地または設備の状況、貯蔵火薬庫の種類または数量その他の関係により危険の虞がないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもつて基準とする。		適・否

条項(省令)	内容	対応	適否
第22条	法第12条第3項の規定による火薬庫の構造、位置及び設備の技術上の基準は、次条から第32条までに定めるところによる。		
第23条	火薬庫は、第2項から第6項までに規定する場合を除き、その貯蔵量に応じ火薬庫の外壁から保安物件に対し次の表の保安距離をとらなければならない。(表省略)		適・否
2項	第32条の規定により、第20条第1項の最大貯蔵量をこえて貯蔵する場合の保安距離は、当該保安物件に対して、当該火薬庫の種類に応じ、次の算式により計算した距離以上の距離をとらなければならない。(式省略)		適・否
3項	一級火薬庫、二級火薬庫又は煙火火薬庫については、第二種保安物件、第三種保安物件又は第四種保安物件の方向に対する第31条の土堤を火薬庫の屋根の高さの四分の五以上の高さとするときは、当該保安物件に対する保安距離は、第1項の規定にかかわらず、次の表の距離とする。(表省略)		適・否
5項	地下に設置する一級火薬庫については、その貯蔵量に応じ火薬庫の外壁及び放爆用トンネルからの保安物件に対する保安距離は、第1項の規定にかかわらず、次の表の距離とする。(表省略)		適・否
7項	保安物件がもっぱら当該火薬庫の所属する事業所の事業の用に供する施設であるときは、第1項から前項までの規定にかかわらず、当該保安物件に対し経済産業大臣が告示で定める保安距離をとらなければならない。		適・否
第25条の2	地下に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第24条第7号及び第16号並びに第25条第4号及び第8号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。		
1号	火薬庫の位置は、堅ろうな地盤で、かつ、爆発の際付近の地下の施設、その施設内における従業者等に危害を及ぼさない場所を選定すること。		適・否
2号	火薬庫の構造は、二重の堅固な構造とし、外部構造の壁は、鉄筋コンクリート造で、かつ、頂部を放爆式構造とし、内部構造の壁は、その外面が外部構造の壁の内面から20cm以上離れるようにし、かつ、湿気を防ぐ構造とすること。		適・否
3号	火薬庫の外部構造と内部構造との間の空間には、湿気の滞留を避け、排水を完全にすること。		適・否
4号	火薬庫には、搬出入用トンネルを設け、かつ、これとは別に放爆用トンネルを設けること。		適・否
5号	火薬庫に通ずる搬出入用トンネルは、放爆用トンネルを介して火薬庫に通ずる位置に設置し、かつ、爆発の際衝動波が流入しないための措置を講ずること。		適・否
6号	火薬庫に通ずる搬出入用トンネルに昇降機その他火薬庫の運搬に用いる設備を設けるときは、火薬庫に摩擦及び衝撃を与えないような構造のものとする。		適・否
7号	第4号の放爆用トンネルは、次のイからニまでに定めるところによること。		
イ	一の火薬庫について一箇所とし、鉛直に設置すること。		適・否
ロ	放爆用トンネルの地上の開口部は、雨水の浸入及び火災を防止するために、爆発の際軽量の飛散物となるスレート板その他これに類する不燃性物質で覆うこと。		適・否
ハ	放爆用トンネルの地上の開口部上面には、盗難防止のため金網を張ること。		適・否
ニ	放爆用トンネルの断面の形状は円形又は正方形とし、火薬庫の貯蔵量に応じて、次の表の断面積とすること。(表省略)		適・否
8号	火薬庫の側面及び底面の地盤の厚さは、前条第6号の規定を準用する。		適・否
9号	火薬庫の土かぶり、次の表の基準によること。(表省略)		適・否
10号	土かぶりの土は、石塊を含まないこと。また、土かぶりの土には、火薬庫に附随する設備を含まないものとする。		適・否
11号	火薬庫付近には、警戒札その他の警戒設備を設けること。		適・否

条項(省令)	内容	対応	適否
第24条	地上に設置する一級火薬庫は、その位置、構造および設備について、次の各号の規定を守らなければならない。		
7号	搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面は板張りとし、火薬庫の床面には鉄類を表わさないこと。		適・否
16号	火薬庫には、盗難を防止するための警鳴装置を設置すること。ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配置する場合には、この限りでない。		適・否
第25条	地中に設置する一級火薬庫は、その位置、構造および設備について、第24条第7号および第16号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。		
4号	火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口には、盗難を防止するための措置を講ずること。		適・否
8号	火薬庫内を照明する設備を設ける場合には、防爆式の電灯とし、配線は、金属線び工事、金属管工事、がい装ケーブルを使用するケーブル工事等によるものとし、自動遮断器または開閉器は、火薬庫外に設けること。		適・否
第32条	第20条、第21条および第23条から前条までに規定する基準については、経済産業大臣が天然または人造の掩体の状態、土地または設備の状況、貯蔵火薬類の種類または数量その他の関係により危険の虞がないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもつて基準とする。		適・否

条項(省令)	内容	対応	適否
第22条	法第12条第3項の規定による火薬庫の構造、位置及び設備の技術上の基準は、次条から第32条までに定めるところによる。		
第23条	火薬庫は、第2項から第6項までに規定する場合を除き、その貯蔵量に応じ火薬庫の外壁から保安物件に対し次の表の保安距離をとらなければならない。(表省略)		適・否
21項	第32条の規定により、第20条第1項の最大貯蔵量をこえて貯蔵する場合の保安距離は、当該保安物件に対して、当該火薬庫の種類に応じ、次の算式により計算した距離以上の距離をとらなければならない。(式省略)		適・否
31項	一級火薬庫、二級火薬庫又は煙火火薬庫については、第二種保安物件、第三種保安物件又は第四種保安物件の方向に対する第31条の土堤を火薬庫の屋根の高さの四分の五以上の高さとするときは、当該保安物件に対する保安距離は、第1項の規定にかかわらず、次の表の距離とする。(表省略)		適・否
61項	地上に設置する二級火薬庫で周囲に土堤を設けないものは、第1項に規定する保安距離の二倍の保安距離をとらなければならない。		適・否
71項	保安物件がもっぱら当該火薬庫の所属する事業所の事業の用に供する施設であるときは、第1項から前項までの規定にかかわらず、当該保安物件に対し経済産業大臣が告示で定める保安距離をとらなければならない。		適・否
第26条	地上に設置する二級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第24条第1号、第4号、第5号、第7号、第9号、第10号及び第14号から第16号までの規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。		
1号	火薬庫の構造は、平家建とし、鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造又はこれと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得る構造とすること。		適・否
1号の2	小屋組みは木造又は爆発の際軽量の飛散物となるような建築材料を使用した造りとし、屋根の外表面は、金属板、スレート板又はかわら等の不燃性物質を使用し、盗難及び火災を防ぎ得る構造とすること。		適・否
2号	火薬庫には、できるだけ避雷装置を設けること。		適・否
3号	火薬庫の周囲は、できるだけ土堤で囲むこと。		適・否
4号	他の二級火薬庫との間に土堤を設けない場合には、その相互の距離は、次の表の基準によること。(表省略)		適・否
第24条	地上に設置する一級火薬庫は、その位置、構造および設備について、次の各号の規定を守らなければならない。		
1号	火薬庫の位置は、湿地を避けて選定すること。		適・否
4号	火薬庫の入口の扉は、外扉が耐火扉である二重扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。		適・否
5号	窓を設ける場合には、地盤面から1.7m以上の高さとし、その数は火薬庫の大きさに応じ採光を考慮して定め、かつ、10cm以下の間隔で直径1cm以上の鉄棒をはめこみ、内方には不透明ガラスを使用した引戸を、外方には外から容易に開くことのできないような防火扉を備えること。		適・否
7号	搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面は板張りとし、火薬庫の床面には鉄類を表わさないこと。		適・否
9号	火薬庫に暖房の設備を設けるときは、温水以外のものを使用しないこと。		適・否
10号	火薬庫内に照明設備を設ける場合には、防爆式の電灯を用い、配線は、金属線び工事、金属管工事、がい装ケーブルを使用するケーブル工事等によるものとし、自動遮断器または開閉器は、火薬庫外に設けること。		適・否
14号	火薬庫には、その境界に沿い幅2m以上の防火のための空地を設け、附近には貯水槽を備え、警戒札を建てる等の防火設備および警戒設備を設けること。		適・否
15号	火薬庫の天井裏又は屋根には、盗難を防止するための措置を講ずること。		適・否
16号	火薬庫には、盗難を防止するための警鳴装置を設置すること。ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配置する場合には、この限りでない。		適・否
第30条	避雷装置は、位置、型式、構造、材質等について経済産業大臣が告示で定めるものを使用しなければならない。		適・否

条項(省令)	内容	対応	適否
第31条	火薬庫の周囲に土堤を設ける場合には、左の各号の規定を守らなければならない。		
1号	土堤は、その内面の堤脚から火薬庫の外壁まで1m以上の距離においてできるだけ接近して構築すること。		適・否
2号	土堤に切通の出入口を設けた場合には、平面図において火薬庫の本屋から外方に引いたすべての直線が必ず土堤の頂上の線と交さするような構造とすること。		適・否
3号	土堤にトンネルを掘って出入口とする場合には、平面図において火薬庫の外壁からトンネルの方に引いたすべての直線が必ずトンネルの壁の線と交さするような構造とすること。		適・否
4号	土堤は、45度(最大貯蔵量爆薬600kg以下の火薬庫であって、土堤の内面を鉄筋コンクリートで補強する場合には、当該部分については、75度)より急でないよう配とし、高さは煙火火薬庫にあつては軒までの高さ(1.5m未満の場合は、1.5m)、その他の火薬庫にあつては屋頂の高さ(1.5m未満の場合は、1.5m)以上とし、頂部の厚さは1m以上とすること。		適・否
5号	土堤の堤脚をやむを得ず土留とするときは、土堤の高さの三分の一以下とし、最大貯蔵量爆薬一トン以上の場合には、内面の土留は、爆発の際軽量の飛散物となるものを使用すること。ただし、煙火火薬庫に土堤を設ける場合における材料については、この限りでない。		適・否
6号	火薬庫が二以上隣接し、中間の土堤を兼用するときは、その土堤に通路を設けないこと。		適・否
7号	土堤の堤面は、できるだけ芝草類又はセメントモルタルで被覆をすること。		適・否
第32条	第20条、第21条および第23条から前条までに規定する基準については、経済産業大臣が天然または人造の掩体の状態、土地または設備の状況、貯蔵火薬類の種類または数量その他の関係により危険の虞がないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもつて基準とする。		適・否

条項(省令)	内容	対応	適否
第22条	法第12条第3項の規定による火薬庫の構造、位置及び設備の技術上の基準は、次条から第32条までに定めるところによる。		
第23条	火薬庫は、第2項から第6項までに規定する場合を除き、その貯蔵量に応じ火薬庫の外壁から保安物件に対し次の表の保安距離をとらなければならない。(表省略)		適・否
2項	第32条の規定により、第20条第1項の最大貯蔵量をこえて貯蔵する場合の保安距離は、当該保安物件に対して、当該火薬庫の種類に応じ、次の算式により計算した距離以上の距離をとらなければならない。(式省略)		適・否
3項	一級火薬庫、二級火薬庫又は煙火火薬庫については、第二種保安物件、第三種保安物件又は第四種保安物件の方向に対する第31条の土堤を火薬庫の屋根の高さの四分の五以上の高さとするときは、当該保安物件に対する保安距離は、第1項の規定にかかわらず、次の表の距離とする。(表省略)		適・否
7項	保安物件がもっぱら当該火薬庫の所属する事業所の事業の用に供する施設であるときは、第1項から前項までの規定にかかわらず、当該保安物件に対し経済産業大臣が告示で定める保安距離をとらなければならない。		適・否
第26条2項	地中に設置する二級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第24条第7号及び第16号並びに前条第6号及び第8号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。		
1号	構造は、盗難を防止得るものとする。		適・否
2号	丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を掘って設けた場合には、内側をコンクリートとし、又は木造の一重張りとする。		適・否
第24条	地上に設置する一級火薬庫は、その位置、構造および設備について、次の各号の規定を守らなければならない。		
7号	搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面は板張りとし、火薬庫の床面には鉄類を表わさないこと。		適・否
16号	火薬庫には、盗難を防止するための警鳴装置を設置すること。ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配置する場合には、この限りでない。		適・否
第25条の2	地下に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第24条第7号及び第16号並びに第25条第4号及び第8号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。		
6号	火薬庫に通ずる搬出入用トンネルに昇降機その他火薬庫の運搬に用いる設備を設けるときは、火薬庫に摩擦及び衝撃を与えないような構造のものとする。		適・否
8号	火薬庫の側面及び底面の地盤の厚さは、前条第6号の規定を準用する。		適・否
第32条	第20条、第21条および第23条から前条までに規定する基準については、経済産業大臣が天然または人造の掩体の状態、土地または設備の状況、貯蔵火薬庫の種類または数量その他の関係により危険の虞がないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもって基準とする。		適・否

条項(省令)	内容	対応	適否
第22条	法第12条第3項の規定による火薬庫の構造、位置及び設備の技術上の基準は、次条から第32条までに定めるところによる。		
第23条	火薬庫は、第2項から第6項までに規定する場合を除き、その貯蔵量に応じ火薬庫の外壁から保安物件に対し次の表の保安距離をとらなければならない。(表省略)		適・否
2項	第32条の規定により、第20条第1項の最大貯蔵量をこえて貯蔵する場合の保安距離は、当該保安物件に対して、当該火薬庫の種類に応じ、次の算式により計算した距離以上の距離をとらなければならない。(式省略)		適・否
7項	保安物件がもっぱら当該火薬庫の所属する事業所の事業の用に供する施設であるときは、第1項から前項までの規定にかかわらず、当該保安物件に対し経済産業大臣が告示で定める保安距離をとらなければならない。		適・否
第27条	地上に設置する三級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第24条第4号から第10号まで、第15号及び第16号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。		
1号	火薬庫の壁(前面の壁を除く。)は、厚さ20cm以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ30cm以上の補強コンクリートブロック造とし、前面の壁は、厚さ10cm以下の無筋コンクリート造とすること。		適・否
2号	小屋組みは木造とし、屋根は鉄網セメントモルタル仕上げ等耐火性であって爆発の際軽量の飛散物となるような建築材料を使用し、かつ、盗難を防ぎ得る構造とすること。		適・否
3号	火薬又は爆薬と火工品(実包、空包、コンクリート破砕器、導爆線、電気導火線及び導火線を除く。)とを同時に貯蔵する場合には、床の下を基礎と一体をなす厚さ10cm以上のコンクリート打ちとし、かつ、厚さ30cm以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ40cm以上の補強コンクリートブロック造の隔壁を床の下のコンクリート及び基礎と一体となるように設けること。		適・否
4号	入口は、附近の保安物件に対し、危険の虞のない側に設け、かつ、火薬庫の外側に注水し得る設備を設けること。		適・否
5号	火薬庫の周囲は、土堤又は簡易土堤で囲むこと。		適・否
第24条	地上に設置する一級火薬庫は、その位置、構造および設備について、次の各号の規定を守らなければならない。		
4号	火薬庫の入口の扉は、外扉が耐火扉である二重扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。		適・否
5号	窓を設ける場合には、地盤面から1.7m以上の高さとし、その数は火薬庫の大きさに応じ採光を考慮して定め、かつ、10cm以下の間隔で直径1cm以上の鉄棒をはめこみ、内方には不透明ガラスを使用した引戸を、外方には外から容易に開くことのできないような耐火扉を備えること。		適・否
6号	搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床は、地盤面より30cm以上の高さとし、かつ、床下には火薬庫の大きさに応じ三個以上の通気孔を設け、金網張りとし、かつ、幅20cm以上の通気孔には、約5cm間隔で直径1cm以上の鉄棒をはめこむこと。		適・否
7号	搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面は板張りとし、火薬庫の床面には鉄類を表わさないこと。		適・否
8号	換気孔は、金網張りとし、火薬庫の大きさに応じ天井に一個以上を設け、かつ、天井裏から外部に通ずるように両つまに各一個以上を設けること。		適・否
9号	火薬庫に暖房の設備を設けるときは、温水以外のものを使用しないこと。		適・否
10号	火薬庫内に照明設備を設ける場合には、防爆式の電灯を用い、配線は、金属線び工事、金属管工事、がい装ケーブルを使用するケーブル工事等によるものとし、自動遮断器または開閉器は、火薬庫外に設けること。		適・否
15号	火薬庫の天井裏又は屋根には、盗難を防止するための措置を講ずること。		適・否
16号	火薬庫には、盗難を防止するための警鳴装置を設置すること。ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配置する場合には、この限りでない。		適・否

条項(省令)	内容	対応	適否
第31条	火薬庫の周囲に土堤を設ける場合には、左の各号の規定を守らなければならない。		
1号	土堤は、その内面の堤脚から火薬庫の外壁まで1m以上の距離においてできるだけ接近して構築すること。		適・否
2号	土堤に切通の出入口を設けた場合には、平面図において火薬庫の本屋から外方に引いたすべての直線が必ず土堤の頂上の線と交さするような構造とすること。		適・否
3号	土堤にトンネルを掘って出入口とする場合には、平面図において火薬庫の外壁からトンネルの方に引いたすべての直線が必ずトンネルの壁の線と交さするような構造とすること。		適・否
4号	土堤は、45度(最大貯蔵量爆薬600kg以下の火薬庫であって、土堤の内面を鉄筋コンクリートで補強する場合には、当該部分については、75度)より急でないこう配とし、高さは煙火火薬庫にあつては軒までの高さ(1.5m未満の場合は、1.5m)、その他の火薬庫にあつては屋頂の高さ(1.5m未満の場合は、1.5m)以上とし、頂部の厚さは1m以上とすること。		適・否
5号	土堤の堤脚をやむを得ず土留とするときは、土堤の高さの三分の一以下とし、最大貯蔵量爆薬一トン以上の場合には、内面の土留は、爆発の際軽量の飛散物となるものを使用すること。ただし、煙火火薬庫に土堤を設ける場合における材料については、この限りでない。		適・否
6号	火薬庫が二以上隣接し、中間の土堤を兼用するときは、その土堤に通路を設けないこと。		適・否
7号	土堤の堤面は、できるだけ芝草類又はセメントモルタルで被覆をすること。		適・否
第31条の2	火薬庫の周囲に簡易土堤を設ける場合には、前条第1号から第3号までおよび第6号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。		
1号	簡易土堤は、75度より急でないこう配とし、高さは、三級火薬庫にあつては屋頂の高さ(1.5m未満の場合は、1.5m)、煙火火薬庫にあつては軒までの高さ(1.5m未満の場合は、1.5m)以上とし、頂部の厚さは60cm以上とすること。		適・否
2号	十分な強度を有する側壁板および支柱を用いて堅固に土留めし、爆発の際軽量の飛散物となるものを使用すること。		適・否
3号	頂部は、板等でおおい、できるだけ雨水の浸入のないような構造とすること。		適・否
第32条	第20条、第21条および第23条から前条までに規定する基準については、経済産業大臣が天然または人造の掩体の状態、土地または設備の状況、貯蔵火薬類の種類または数量その他の関係により危険の虞がないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもつて基準とする。		適・否

条項(省令)	内容	対応	適否
第22条	法第12条第3項の規定による火薬庫の構造、位置及び設備の技術上の基準は、次条から第32条までに定めるところによる。		
第23条	火薬庫は、第2項から第6項までに規定する場合を除き、その貯蔵量に応じ火薬庫の外壁から保安物件に対し次の表の保安距離をとらなければならない。(表省略)		適・否
2項	第32条の規定により、第20条第1項の最大貯蔵量をこえて貯蔵する場合の保安距離は、当該保安物件に対して、当該火薬庫の種類に応じ、次の算式により計算した距離以上の距離をとらなければならない。(式省略)		適・否
7項	保安物件がもっぱら当該火薬庫の所属する事業所の事業の用に供する施設であるときは、第1項から前項までの規定にかかわらず、当該保安物件に対し経済産業大臣が告示で定める保安距離をとらなければならない。		適・否
第27条2項	地中に設置する三級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第24条第7号及び第16号、第25条第1号から第4号まで及び第7号並びに前項第3号の規定のほか、左の各号の規定を守らなければならない。		
1号	地盤の厚さは、60cm以上とすること。		適・否
2号	住宅その他の建築物の地下に設けないこと。		適・否
第24条	地上に設置する一級火薬庫は、その位置、構造および設備について、次の各号の規定を守らなければならない。		
7号	搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面は板張りとし、火薬庫の床面には鉄類を表わさないこと。		適・否
16号	火薬庫には、盗難を防止するための警鳴装置を設置すること。ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配置する場合には、この限りでない。		適・否
第25条	地中に設置する一級火薬庫は、その位置、構造および設備について、第24条第7号および第16号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。		
1号	火薬庫の位置は、堅ろうな地盤で、かつ、爆発の際附近の坑内施設、坑内従業者等に危害を及ぼさない場所を選定すること。		適・否
2号	火薬庫の構造は、鉄筋コンクリート造等堅固で湿気を防ぐ構造とすること。ただし、岩質により安全と認められる場合でセメント塗込としたときは、木造で壁板を二重とすることができる。		適・否
3号	建物の外壁と岩壁との間の空間には、湿気の滞りゆうを避け、排水を完全にすること。		適・否
4号	火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口には、盗難を防止するための措置を講ずること。		適・否
7号	火薬庫の入口または火薬庫に通ずるトンネルの入口前方5m以内に土堤を設ける等爆発の際直接の衝動波が突出する虞がないように措置を講ずること。		適・否
第27条	地上に設置する三級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第24条第4号から第10号まで、第15号及び第16号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。		
3号	火薬又は爆薬と火工品(実包、空包、コンクリート破砕器、導爆線、電気導火線及び導火線を除く。)とを同時に貯蔵する場合には、床の下を基礎と一体をなす厚さ10cm以上のコンクリート打ちとし、かつ、厚さ30cm以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ40cm以上の補強コンクリートブロック造の隔壁を床の下のコンクリート及び基礎と一体となるように設けること。		適・否
第31条	火薬庫の周囲に土堤を設ける場合には、左の各号の規定を守らなければならない。		
1号	土堤は、その内面の堤脚から火薬庫の外壁まで1m以上の距離においてできるだけ接近して構築すること。		適・否
2号	土堤に切通の出入口を設けた場合には、平面図において火薬庫の本屋から外方に引いたすべての直線が必ず土堤の頂上の線と交さるような構造とすること。		適・否
3号	土堤にトンネルを掘って出入口とする場合には、平面図において火薬庫の外壁からトンネルの方に引いたすべての直線が必ずトンネルの壁の線と交さるような構造とすること。		適・否

条項(省令)	内容	対応	適否
4号	土堤は、45度(最大貯蔵量爆薬600kg以下の火薬庫であって、土堤の内面を鉄筋コンクリートで補強する場合には、当該部分については、75度)より急でないよう配とし、高さは煙火火薬庫にあっては軒までの高さ(1.5m未満の場合は、1.5m)、その他の火薬庫にあっては屋頂の高さ(1.5m未満の場合は、1.5m)以上とし、頂部の厚さは1m以上とすること。		適・否
5号	土堤の堤脚をやむを得ず土留とするときは、土堤の高さの三分の一以下とし、最大貯蔵量爆薬一トン以上の場合には、内面の土留は、爆発の際軽量の飛散物となるものを使用すること。ただし、煙火火薬庫に土堤を設ける場合における材料については、この限りでない。		適・否
6号	火薬庫が二以上隣接し、中間の土堤を兼用するときは、その土堤に通路を設けないこと。		適・否
7号	土堤の堤面は、できるだけ芝草類又はセメントモルタルで被覆をすること。		適・否
第32条	第20条、第21条および第23条から前条までに規定する基準については、経済産業大臣が天然または人造の掩体の状態、土地または設備の状況、貯蔵火薬類の種類または数量その他の関係により危険の虞がないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもつて基準とする。		適・否

条項(省令)	内容	対応	適否
第22条	法第12条第3項の規定による火薬庫の構造、位置及び設備の技術上の基準は、次条から第32条までに定めるところによる。		
第23条	火薬庫は、第2項から第6項までに規定する場合を除き、その貯蔵量に応じ火薬庫の外壁から保安物件に対し次の表の保安距離をとらなければならない。(表省略)		適・否
2項	第32条の規定により、第20条第1項の最大貯蔵量をこえて貯蔵する場合の保安距離は、当該保安物件に対して、当該火薬類の種類に応じ、次の算式により計算した距離以上の距離をとらなければならない。(式省略)		適・否
7項	保安物件がもっぱら当該火薬庫の所属する事業所の事業の用に供する施設であるときは、第1項から前項までの規定にかかわらず、当該保安物件に対し経済産業大臣が告示で定める保安距離をとらなければならない。		適・否
第27条の2	ピット式の水蓄火薬庫は、その位置、構造および設備について、次の各号の規定を守らなければならない。		
1号	火薬庫の壁および底面は、厚さ15cm以上の鉄筋コンクリート造とし、堅固で、かつ、水がもれるおそれのないこと。		適・否
2号	火薬庫の屋根は、鉄網セメントモルタル仕上げ等耐火性であって盗難を防ぎ得る構造とすること。		適・否
3号	火薬庫には、水位計および自動給水装置を設置すること。		適・否
4号	火薬庫には、あふれ出る水の流出口を設け、流出口に沈でんそうを設置する等火薬類を流失させない措置を講ずること。		適・否
第32条	第20条、第21条および第23条から前条までに規定する基準については、経済産業大臣が天然または人造の掩体の状態、土地または設備の状況、貯蔵火薬類の種類または数量その他の関係により危険の虞がないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもつて基準とする。		適・否

条項(省令)	内容	対応	適否
第22条	法第12条第3項の規定による火薬庫の構造、位置及び設備の技術上の基準は、次条から第32条までに定めるところによる。		
第23条	火薬庫は、第2項から第6項までに規定する場合を除き、その貯蔵量に応じ火薬庫の外壁から保安物件に対し次の表の保安距離をとらなければならない。(表省略)		適・否
2項	第32条の規定により、第20条第1項の最大貯蔵量をこえて貯蔵する場合の保安距離は、当該保安物件に対して、当該火薬庫の種類に応じ、次の算式により計算した距離以上の距離をとらなければならない。(式省略)		適・否
7項	保安物件がもっぱら当該火薬庫の所属する事業所の事業の用に供する施設であるときは、第1項から前項までの規定にかかわらず、当該保安物件に対し経済産業大臣が告示で定める保安距離をとらなければならない。		適・否
第27条の3	横穴式の水蓄火薬庫は、その位置、構造および設備について、前条第3号および第4号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。		
1号	火薬庫の内面は、堅固で、かつ、水がもれるおそれのないこと。		適・否
2号	火薬庫の前面のよう壁は、鉄筋コンクリート造とし、水圧に耐える堅固な構造とすること。		適・否
3号	よう壁に出入り口を設けるときは、水がもれるおそれのない措置を講ずること。		適・否
4号	出入り口には、盗難防止の措置を講ずること。		適・否
第27条の2	ピット式の水蓄火薬庫は、その位置、構造および設備について、次の各号の規定を守らなければならない。		
3号	火薬庫には、水位計および自動給水装置を設置すること。		適・否
4号	火薬庫には、あふれ出る水の流出口を設け、流出口に沈んでんそうを設置する等火薬類を流失させない措置を講ずること。		適・否
第32条	第20条、第21条および第23条から前条までに規定する基準については、経済産業大臣が天然または人造の掩体の状態、土地または設備の状況、貯蔵火薬庫の種類または数量その他の関係により危険の虞がないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもつて基準とする。		適・否

条項(省令)	内容	対応	適否
第22条	法第12条第3項の規定による火薬庫の構造、位置及び設備の技術上の基準は、次条から第32条までに定めるところによる。		
第23条	火薬庫は、第2項から第6項までに規定する場合を除き、その貯蔵量に応じ火薬庫の外壁から保安物件に対し次の表の保安距離をとらなければならない。(表省略)		適・否
2項	第32条の規定により、第20条第1項の最大貯蔵量をこえて貯蔵する場合の保安距離は、当該保安物件に対して、当該火薬庫の種類に応じ、次の算式により計算した距離以上の距離をとらなければならない。(式省略)		適・否
7項	保安物件がもつぱら当該火薬庫の所属する事業所の事業の用に供する施設であるときは、第1項から前項までの規定にかかわらず、当該保安物件に対し経済産業大臣が告示で定める保安距離をとらなければならない。		適・否
第27条の4	実包火薬庫は、その位置、構造および設備について、第24条第1号、第2号、第4号から第10号まで、第12号、第14号および第16号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。		
1号	火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分にあっては厚さ20cm以上、煉瓦造、コンクリートブロック造または石造の部分にあっては30cm以上とすること。		適・否
2号	火薬庫の屋根は、厚さ20cm以上の鉄筋コンクリート造とすること。		適・否
3号	火薬庫の外部には、できるだけ夜間点灯すること。		適・否
2項	最大貯蔵量十万個以下の実包火薬庫であって、次の各号のいずれにも適合するものについては、その位置、構造及び設備について、第23条及び前項の規定にかかわらず、第24条第1号、第2号、第4号、第6号から第10号まで及び第16号並びに前項第3号の規定を守らなければならない。		
1号	火薬庫の壁及び屋根が、厚さ20cm以上の鉄筋コンクリート造であること。		適・否
2号	窓が設けられていないこと。		適・否
3号	火薬庫付近には、警戒札その他の警戒設備が設けられていること。		適・否
4号	当該火薬庫の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するものによる地震力に対して、その安全性が損なわれるおそれがないこと。		適・否
第24条	地上に設置する一級火薬庫は、その位置、構造および設備について、次の各号の規定を守らなければならない。		
1号	火薬庫の位置は、湿地を避けて選定すること。		適・否
2号	構造は、平家建の鉄筋コンクリート造、煉瓦造、コンクリートブロック造または石造とし、基礎は堅ろう高位とし、かつ、排水に留意すること。		適・否
4号	火薬庫の入口の扉は、外扉が耐火扉である二重扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。		適・否
5号	窓を設ける場合には、地盤面から1.7m以上の高さとし、その数は火薬庫の大きさに応じ採光を考慮して定め、かつ、10cm以下の間隔で直径1cm以上の鉄棒をはめこみ、内方には不透明ガラスを使用した引戸を、外方には外から容易に開くことのできないような耐火扉を備えること。		適・否
6号	搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床は、地盤面より30cm以上の高さとし、かつ、床下には火薬庫の大きさに応じ三個以上の通気孔を設け、金網張りとし、かつ、幅20cm以上の通気孔には、約5cm間隔で直径1cm以上の鉄棒をはめこむこと。		適・否
7号	搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面は板張りとし、火薬庫の床面には鉄類を表わさないこと。		適・否
8号	換気孔は、金網張りとし、火薬庫の大きさに応じ天井に一個以上を設け、かつ、天井裏から外部に通ずるように両つまに各一個以上を設けること。		適・否
9号	火薬庫に暖房の設備を設けるときは、温水以外のものを使用しないこと。		適・否
10号	火薬庫内に照明設備を設ける場合には、防爆式の電灯を用い、配線は、金属線び工事、金属管工事、がい装ケーブルを使用するケーブル工事等によるものとし、自動遮断器または開閉器は、火薬庫外に設けること。		適・否

条項(省令)	内容	対応	適否
12号	火薬庫には、避雷装置を設けること。		適・否
14号	火薬庫には、その境界に沿い幅2m以上の防火のための空地を設け、附近には貯水槽を備え、警戒札を建てる等の防火設備および警戒設備を設けること。		適・否
16号	火薬庫には、盗難を防止するための警鳴装置を設置すること。ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配置する場合には、この限りでない。		適・否
第30条	避雷装置は、位置、型式、構造、材質等について経済産業大臣が告示で定めるものを使用しなければならない。		適・否
第32条	第20条、第21条および第23条から前条までに規定する基準については、経済産業大臣が天然または人造の掩体の状態、土地または設備の状況、貯蔵火薬類の種類または数量その他の関係により危険の虞がないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもつて基準とする。		適・否

条項(省令)	内容	対応	適否
第22条	法第12条第3項の規定による火薬庫の構造、位置及び設備の技術上の基準は、次条から第32条までに定めるところによる。		
第23条	火薬庫は、第2項から第6項までに規定する場合を除き、その貯蔵量に応じ火薬庫の外壁から保安物件に対し次の表の保安距離をとらなければならない。(表省略)		適・否
2I項	第32条の規定により、第20条第1項の最大貯蔵量をこえて貯蔵する場合の保安距離は、当該保安物件に対して、当該火薬庫の種類に応じ、次の算式により計算した距離以上の距離をとらなければならない。(式省略)		適・否
3I項	一級火薬庫、二級火薬庫又は煙火火薬庫については、第二種保安物件、第三種保安物件又は第四種保安物件の方向に対する第31条の土堤を火薬庫の屋根の高さの四分の五以上の高さとするときは、当該保安物件に対する保安距離は、第1項の規定にかかわらず、次の表の距離とする。(表省略)		適・否
7I項	保安物件がもっぱら当該火薬庫の所属する事業所の事業の用に供する施設であるときは、第1項から前項までの規定にかかわらず、当該保安物件に対し経済産業大臣が告示で定める保安距離をとらなければならない。		適・否
第28条	煙火火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第24条第1号、第7号から第12号まで及び第14号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。		
1号	構造は、平家建とし、鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造とし、基礎は堅ろう高位とし、かつ、排水に留意すること。		適・否
1号の2	入口の扉は、二重扉とし、外扉は耐火扉で厚さ3mm以上の鉄板とし、かつ、適当に補強し、内扉と外扉にはそれぞれ錠を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。		適・否
2号	火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分にあっては厚さ10cm以上、補強コンクリートブロック造の部分にあっては20cm以上とすること。		適・否
3号	火薬庫の床下には、火薬庫の大きさに応じ二個以上の通気孔を設け、金網張りとし、かつ、幅20cm以上の通気孔には約5cm間隔で直径1cm以上の鉄棒をはめこむこと。		適・否
4号	火薬庫の周囲は、最大貯蔵量が二トンを超える場合にあっては土堤又は簡易土堤で、最大貯蔵量が二トン以下の場合にあっては土堤、簡易土堤又は防爆壁で囲むこと。		適・否
第24条	地上に設置する一級火薬庫は、その位置、構造および設備について、次の各号の規定を守らなければならない。		
1号	火薬庫の位置は、湿地を避けて選定すること。		適・否
7号	搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面は板張りとし、火薬庫の床面には鉄類を表わさないこと。		適・否
8号	換気孔は、金網張りとし、火薬庫の大きさに応じ天井に一個以上を設け、かつ、天井裏から外部に通ずるように両つまに各一個以上を設けること。		適・否
9号	火薬庫に暖房の設備を設けるときは、温水以外のものを使用しないこと。		適・否
10号	火薬庫内に照明設備を設ける場合には、防爆式の電灯を用い、配線は、金属線び工事、金属管工事、がい装ケーブルを使用するケーブル工事等によるものとし、自動遮断器または開閉器は、火薬庫外に設けること。		適・否
11号	小屋組は木造とし、屋根の外表面は、金属板、スレート板、瓦等の不燃性物質を使用し、盗難および火災を防ぎ得る構造とすること。		適・否
12号	火薬庫には、避雷装置を設けること。		適・否
14号	火薬庫には、その境界に沿い幅2m以上の防火のための空地を設け、附近には貯水槽を備え、警戒札を建てる等の防火設備および警戒設備を設けること。		適・否
第30条	避雷装置は、位置、型式、構造、材質等について経済産業大臣が告示で定めるものを使用しなければならない。		適・否

条項(省令)	内容	対応	適否
第31条	火薬庫の周囲に土堤を設ける場合には、左の各号の規定を守らなければならない。		
1号	土堤は、その内面の堤脚から火薬庫の外壁まで1m以上の距離においてできるだけ接近して構築すること。		適・否
2号	土堤に切通の出入口を設けた場合には、平面図において火薬庫の本屋から外方に引いたすべての直線が必ず土堤の頂上の線と交さするような構造とすること。		適・否
3号	土堤にトンネルを掘って出入口とする場合には、平面図において火薬庫の外壁からトンネルの方に引いたすべての直線が必ずトンネルの壁の線と交さするような構造とすること。		適・否
4号	土堤は、45度(最大貯蔵量爆薬600kg以下の火薬庫であって、土堤の内面を鉄筋コンクリートで補強する場合には、当該部分については、75度)より急でないこう配とし、高さは煙火火薬庫にあつては軒までの高さ(1.5m未満の場合は、1.5m)、その他の火薬庫にあつては屋頂の高さ(1.5m未満の場合は、1.5m)以上とし、頂部の厚さは1m以上とすること。		適・否
5号	土堤の堤脚をやむを得ず土留とするときは、土堤の高さの三分の一以下とし、最大貯蔵量爆薬一トン以上の場合には、内面の土留は、爆発の際軽量の飛散物となるものを使用すること。ただし、煙火火薬庫に土堤を設ける場合における材料については、この限りでない。		適・否
6号	火薬庫が二以上隣接し、中間の土堤を兼用するときは、その土堤に通路を設けないこと。		適・否
7号	土堤の堤面は、できるだけ芝草類又はセメントモルタルで被覆をすること。		適・否
第31条の2	火薬庫の周囲に簡易土堤を設ける場合には、前条第1号から第3号までおよび第6号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。		
1号	簡易土堤は、75度より急でないこう配とし、高さは、三級火薬庫にあつては屋頂の高さ(1.5m未満の場合は、1.5m)、煙火火薬庫にあつては軒までの高さ(1.5m未満の場合は、1.5m)以上とし、頂部の厚さは60cm以上とすること。		適・否
2号	十分な強度を有する側壁板および支柱を用いて堅固に土留めし、爆発の際軽量の飛散物となるものを使用すること。		適・否
3号	頂部は、板等でおおい、できるだけ雨水の浸入のないような構造とすること。		適・否
第31条の3	防爆壁は、位置、構造、材質等について経済産業大臣が告示で定める基準に従って設置しなければならない。		適・否
第32条	第20条、第21条および第23条から前条までに規定する基準については、経済産業大臣が天然または人造の掩体の状態、土地または設備の状況、貯蔵火薬類の種類または数量その他の関係により危険の虞がないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもつて基準とする。		適・否

条項(省令)	内容	対応	適否
第22条	法第12条第3項の規定による火薬庫の構造、位置及び設備の技術上の基準は、次条から第32条までに定めるところによる。		
第23条	火薬庫は、第2項から第6項までに規定する場合を除き、その貯蔵量に応じ火薬庫の外壁から保安物件に対し次の表の保安距離をとらなければならない。(表省略)		適・否
2項	第32条の規定により、第20条第1項の最大貯蔵量をこえて貯蔵する場合の保安距離は、当該保安物件に対して、当該火薬庫の種類に応じ、次の算式により計算した距離以上の距離をとらなければならない。(式省略)		適・否
4項	がん具煙火貯蔵庫については、保安物件の方向に対して経済産業大臣が告示で定める基準による防火壁を設けるときは、当該保安物件に対する保安距離は、第1項の規定にかかわらず、次の表の距離とする。(表省略)		適・否
7項	保安物件がもっぱら当該火薬庫の所属する事業所の事業の用に供する施設であるときは、第1項から前項までの規定にかかわらず、当該保安物件に対し経済産業大臣が告示で定める保安距離をとらなければならない。		適・否
第29条	がん具煙火貯蔵庫または導火線庫は、その位置、構造および設備について、第24条第1号の規定のほか、左の各号の規定を守らなければならない。		
1号	構造は、できるだけ平家建とし、鉄網モルタル塗、漆喰塗等の防火の措置を講ずること。		適・否
2号	入口の扉には、錠を施す等盗難を防ぎ得るような措置を講ずること。		適・否
第24条	地上に設置する一級火薬庫は、その位置、構造および設備について、次の各号の規定を守らなければならない。		
1号	火薬庫の位置は、湿地を避けて選定すること。		適・否
第32条	第20条、第21条および第23条から前条までに規定する基準については、経済産業大臣が天然または人造の掩体の状態、土地または設備の状況、貯蔵火薬庫の種類または数量その他の関係により危険の虞がないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもって基準とする。		適・否

がん具煙火貯蔵庫相互の距離について(S49.5.29付け通商産業省立地公害局保安課長通知)

条項(省令)	内容	対応	適否
(1)	他のがん具煙火貯蔵庫との相対する面の両方の壁体に窓、出入口等の開口部がない場合であって、その両方の壁体の外面に厚さ3cm以上の鉄網セメントモルタル塗り又はこれと同等以上の耐火性を有する構造の壁体を有している場合には、その相互の距離は、貯蔵する数量にかかわらず少なくとも5mとらせることとする。		適・否
(2)	他のがん具煙火貯蔵庫との相対する面の両方又は一方の壁体に窓、出入口等の開口部がある場合であって、その相互間に通商産業省告示第59号(昭和49年2月16日)の防火壁の基準に適合する措置を講じた場合には、その相互の距離は、貯蔵する数量にかかわらず少なくとも5mとらせることとする。		適・否
(3)	(1)又は(2)に該当しない場合であっては、がん具煙火貯蔵庫相互の間に少なくとも、規則第23条第4項の規定による距離をとらせることができる。		適・否

平成27年経済産業省告示第145号(避雷装置の位置、型式、構造、材質等を定める告示)

条項	内容	対応	適否
火薬類取締法施行規則第30条の経済産業大臣が告示で定める避雷装置の位置、型式、構造、材質等は、次のいずれかとする。			
1	次のいずれにも適合するもの。		
イ	避雷装置の型式は、避雷針又は架空地線であること。		適・否
ロ	突針又は架空線は、雷撃から保護しようとする建物(以下「被保護建物」という。)の全ての点と突針の先端又は架空線の上端のいずれかの点とを結ぶ直線と、突針の先端又は架空線の上端のその点を通る鉛直線とのなす角度が45度以内となるように設けてあること。ただし、次に掲げる空間においては、その角度は60度以内であること。		適・否
(1)	被保護建物1棟について突針を2以上設ける場合において、いずれか2の突針の先端を含む鉛直面に対して30度の角度をなし、かつ、それぞれの突針の先端を含む鉛直面によって囲まれた空間		適・否
(2)	被保護建物1棟について架空線を2以上設ける場合において、架空線の両端のいずれか2を含む鉛直面によって囲まれた空間		適・否
ハ	被保護建物の上端から突針の先端までの高さは、25cm以上、被保護建物の上端から架空線の上端までの高さは、3m以上であること。		適・否
ニ	架空線は、できるだけ水平であること。		適・否
ホ	突針は、直径が12mm以上の銅棒、架空線は、断面積が30平方mm以上の銅線又はこれと同等以上の電導効果のある導体であること。		適・否
ヘ	突針又は架空線は、避雷導線によって接地電極に接続されていること。		適・否
ト	避雷導線は、被保護建物から独立して避雷針若しくは架空地線を設けた場合又はその避雷導線が断面積が41平方ミリメートル以上の銅線若しくはこれと同等以上の電導効果のある導体である場合を除き、被保護建物の上端以下においては2条以上とし、相互に引き離して設けてあること。		適・否
チ	避雷導線は、直線的に設け、やむを得ず湾曲させる場合には、その湾曲部の曲率半径が20cm以上であり、かつ、架空地線又は避雷針を被保護建物から独立して設けた場合を除き、建物の最外側に沿って設けてあること。		適・否
リ	避雷導線は、断面積が30平方mm以上の銅線又はこれと同等以上の電導効果のある導体であること。		適・否
ヌ	避雷導線と突針又は架空線及び接地電極との接続部並びに避雷導線相互の接続部の電気抵抗は、接続されるこれらの導体のうち、電気抵抗が高い導体の電気抵抗より高くないこと。		適・否
ル	避雷導線は、電灯線、電話線若しくはガス管(避雷導線との間に、鉄筋コンクリート造の壁、接地された金属板又は金属網その他の静電氣的遮蔽物があるものを除く。)又は可燃性のガス若しくは火薬類の粉じんが出るおそれのあるバルブ、ゲージ、排気孔等から1m以上離れていること。ただし、可燃性のガス又は火薬類の粉じんが出るおそれのあるバルブ、ゲージ、排気孔等から1m以上離すことが著しく困難である場合において、これらの物を耐食性の金属網で覆う等適当な引火防止の措置が講じられているときは、この限りでない。		適・否
ヲ	突針支持物として鉄管を用いる場合には、避雷導線は、その管内を通っていないこと。		適・否
ワ	避雷導線から1m未満の距離にある金属製の雨どい、はしご等(避雷導線との間に鉄筋コンクリート造の壁、接地された金属板又は金属網その他の静電氣的遮蔽物があるものを除く。)は、断面積が14平方mm以上の銅線又はこれと同等以上の電導効果のある導体により接地していること。		適・否
カ	被保護建物から独立して避雷針又は架空地線を設ける場合には、避雷針又は架空地線の各部分は、その建物から2.5m以上離れていること。		適・否
ヨ	避雷針又は架空地線は、雷撃、風圧等により損傷が生じないように堅固に設置されていること。		適・否
タ	避雷針又は架空地線を支持するため支線を設ける場合には、その支線は、支持点において避雷導線に接続していること。		適・否

条項	内容	対応	適否
レ	夕の支線は、ル及びワの規定の適用に関しては、避雷導線とみなす。		適・否
ソ	接地電極は、避雷導線ごとに1個以上であること。		適・否
ツ	接地電極は、ガス管から1m以上離して埋設されていること。		適・否
ネ	接地電極は、銅板等の耐食性の金属体とすること。		適・否
ナ	接地電極の接地抵抗(接地電極に接続する避雷導線の接地抵抗を含む。)は、避雷導線が2条以上の場合にあってはその1条ごとに20Ω以下、1条の場合にあっては10Ω以下であること。ただし、避雷針又は架空地線を大地の固有抵抗が高い山地、砂地等に設ける場合において、被保護建物から放射状に地下50cm以上の深さに埋没した断面積が30平方mm以上であって長さが5m以上の銅線4条以上をもって接地電極とするときは、この限りでない。		適・否
2	日本産業規格A4201(2003)「建築物等の雷保護」の外部雷保護システムに適合するものであって、保護レベルが 又は であるもの。		適・否

火薬類取締法施行規則の一部改正について (H6.7.29付け6立局第230号)

条項	内容	対応	適否
第31条第7号関係			
1号	土堤の堤面は、芝草類で被覆するほか、セメントモルタルで被覆する規定を定めたが、土堤のセメントモルタルによる堤面被覆は、土堤の頂部から堤脚にかけて全面にセメントモルタルを塗布し、その厚さは5cm程度とすること。		適・否
2号	セメントモルタル土堤の施工には、垂鉛メッキの菱形金網(日本工業規格G3552)又は、これと同等以上の機能を有する金網を土堤全面に使用し、セメントモルタル層のほぼ中心になるように敷設すること。		適・否
3号	セメントモルタルによる堤面被覆の剥離を避けるため、主アンカー(直径16mm以上、長さ600mm以上)を1平方メートル当たり0.6本以上、副アンカー(直径10mm以上、長さ300mm以上)を1平方メートル当たり1.2本以上土堤の面に垂直に打ち込む、又はこれと同等の措置を講じ、金網を固定すること。		適・否
<p style="text-align: center;">土堤のセメントモルタルによる堤面の断面図 (一例)</p> <p style="text-align: center;">(単位：mm)</p>			

昭和35年通商産業省告示第76号(火薬類取締法施行規則第31条の3の規定に基づく防爆壁の位置、構造、材質等の基準)

条項	内容	対応	適否
1号	防爆壁は、その内面の壁脚から煙火火薬庫の外壁まで2m(準備工室に設ける場合にあつては、当該準備工室の外壁まで1m)以上の距離においてできるだけ接近して構築すること。		適・否
2号	防爆壁は、鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造とし、基礎を堅ろうにすること。		適・否
3号	補強コンクリート造の防爆壁は、日本工業規格A5406(1958)(空洞コンクリートブロック)で定めるものを使用して構築すること。		適・否
4号	高さは、煙火火薬庫の軒までの高さ(爆発の危険のある日乾場に設ける場合にあつては、2.5m)以上とし、厚さは、鉄筋コンクリート造の場合にあつては15cm(爆発の危険のある工室、火薬類一時置場又は爆発の危険のある日乾場に設ける場合にあつては、10cm)以上、補強コンクリートブロック造の場合にあつては20cm(爆発の危険のある工室、火薬類一時置場又は爆発の危険のある日乾場に設ける場合にあつては、15cm)以上とすること。		適・否
5号	出入口には、その外側に更に防爆壁を設ける等爆発の際直接の爆発波が外に出ないように措置を講ずること。		適・否

昭和49年通商産業省告示第59号(火薬類取締法施行規則第23条第4項の規定に基づくがん具煙火貯蔵庫に係る防火壁の基準)

条項	内容	対応	適否
1号	火薬類取締法施行規則第23条第4項のがん具煙火貯蔵庫に係る防火壁の基準は、次に掲げるとおりとする。		
イ	防火壁は、がん具煙火貯蔵庫の外壁から2m以上の距離においてできるだけ接近して構築すること。		適・否
ロ	防火壁は、鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造又は鉄板若しくは耐火性の板を鉄骨等により補強した構造のものとし、基礎を堅ろうにすること。		適・否
ハ	防火壁の高さは、がん具煙火貯蔵庫に天井を設けている場合にあつては天井から50cm以上の高さ年、その他の場合にあつては屋頂の高さ以上とすること。		適・否
ニ	防火壁の厚さは、鉄板にあつては0.35mm(最大貯蔵量が2トン以下のがん具煙火貯蔵庫に係る防火壁にあつては0.25mm)以上、その他のものにあつては3cm以上とすること。		適・否

煙火等の製造所又は煙火火薬庫に設置する防爆壁等の基準について (S35.4.22付け35軽局第392号)

条項	内容	対応	適否
1	防爆壁に関する基準		
(1)	鉄筋コンクリート造防爆壁について		
(イ)	主筋の断面積の和は、コンクリートの断面積(断面積が規定又は構造計算による必要断面積をこえる場合にあつてはその必要断面積)の1.5%以上とすること。		適・否
(ロ)	鉄筋間隔は200mm以内とすること。		適・否
(ハ)	鉄筋は縦横に配筋し、かつ、厚さ15cm以上の防爆壁にあつては複筋とすること。		適・否
(ニ)	配置鉄筋のうち縦筋は中間で継がないこと。		適・否
(ホ)	防爆壁の立ち上り部分は、防爆壁が受圧した際の折損、転倒の防御を充分考慮して設計すること。		適・否
(ハ)	コンクリートは充分な強度を有するよう配合比を決定すること。		適・否
(2)	補強コンクリートブロック造防爆壁について		
(イ)	鉄筋は縦横に配筋すること。		適・否
(ロ)	鉄筋は縦筋にあつては各コンクリートブロック毎に2本以上、横筋にあつてはコンクリートブロック2個毎に1本以上配筋すること。		適・否
(ハ)	ブロック接合用のモルタルには良質のものを使用すること。		適・否
(ニ)	配置鉄筋のうち縦筋は中間で継がないこと。		適・否
(ホ)	防爆壁の立ち上り部分は、防爆壁が受圧した際の折損、転倒の防御を充分考慮して設計すること。		適・否
2	防火壁に関する基準(注 昭和49年通商産業省告示第59号の第1号参照)		
(イ)	支柱は、充分な強度を有する鉄骨又はこれと同等以上の強度を有する鉄筋コンクリート柱とすること。		適・否
(ロ)	支柱は、防火壁の高さに応じ倒壊を防ぐに足る強度を有する支持具をもって確実に支持すること。		適・否
(ハ)	壁体は、強い火炎に対し充分耐える材料を使用し、かつ、支柱間に確実に維持すること。		適・否

昭和49年通商産業省告示第59号(火薬類取締法施行規則第23条第7項の規定に基づく火薬庫からもつばら当該火薬庫の所属する事業所の事業の用に供する施設たる保安物件に対してとるべき保安距離)

条項	内容	対応	適否
2号	規則第二十三条第七項の保安物件がもつばら当該火薬庫の所属する事業所の事業の用に供する施設である場合において、火薬庫から当該施設に対してとるべき保安距離は、三級火薬庫、がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫にあつては、規則第二十三条第一項、第二項又は第四項に規定する保安距離とし、その他の火薬庫にあつては、次に掲げる距離とする。		
イ	当該施設が当該火薬庫の守衛又は管理人の詰所その他当該火薬庫を警戒するために設けられた家屋である場合には、規則第二十三条第一項から第三項まで又は第六項の規定により、当該火薬庫から第三種保安物件に対してとらなければならない保安距離の八分の一の距離(その距離が、一級火薬庫、二級火薬庫、実包火薬庫又は煙火火薬庫にあつてはその貯蔵火薬類の数量が〇・三トン、水蓄火薬庫にあつてはその貯蔵火薬類の数量が五十トンの場合において同条第一項、第三項又は第六項の規定により第三種保安物件に対してとらなければならない保安距離の四分の一の距離に満たないときは、当該保安距離の四分の一の距離)		適・否
ロ	当該施設がイに掲げるもの以外のものである場合であつて、当該火薬庫が煙火火薬庫以外の火薬庫であるときは、保安物件の種類に応じて規則第二十三条第一項から第三項まで又は第六項の規定により当該火薬庫から保安物件に対してとらなければならない保安距離の二分の一の距離(その距離が、保安物件の種類に応じて一級火薬庫、二級火薬庫又は実包火薬庫にあつてはその貯蔵火薬類の数量が〇・三トン、水蓄火薬庫にあつてはその貯蔵火薬類の数量が五十トンの場合において同条第一項、第三項又は第六項の規定により保安物件に対してとらなければならない保安距離に満たないときは、当該保安距離)		適・否
ハ	当該施設がイに掲げるもの以外のものである場合であつて、当該火薬庫が煙火火薬庫であるときは、保安物件の種類に応じて規則第二十三条第一項から第三項までの規定により当該火薬庫から保安物件に対してとらなければならない保安距離の三分の一の距離		適・否

火薬類取締法施行規則関係例示基準(貯蔵)

条項	内容	対応	適否
第24条			
4号	施行規則第24条第4号の火薬庫入口の扉の盗難を防止するための措置は、次の基準によるものとする。		
	1. 地上式一級火薬庫【施行規則第24条】、地上覆土式一級火薬庫【施行規則第24条の2】、地上式二級火薬庫【施行規則第26条第1項】、地上式三級火薬庫【施行規則第27条第1項】、実包火薬庫【施行規則第27条の4】については、次の基準によること。		
	イ 内扉は、日本産業規格K4832(2018)火薬類の盗難防止設備の要求事項3.1.1内扉の基準に適合すること。		適・否
	ロ 外扉は次の基準によること。		
	(1)厚さ3mm以上の鉄板とすること。(地上式二級火薬庫にあっては、厚さ2mm以上の鉄板とすること。)		適・否
	(2)日本産業規格K4832(2018)火薬類の盗難防止設備の要求事項3.1.2外扉の基準に適合すること。		適・否
	ハ 内扉及び外扉にはそれぞれ錠を使用すること。		適・否
	ニ 外扉の錠は、日本産業規格K4832(2018)火薬類の盗難防止設備の要求事項3.2火薬庫に用いる錠の基準に適合すること。		適・否
15号	施行規則第24条第15号の火薬庫の天井裏又は屋根に講ずる盗難防止の措置は、次の基準によるものとする。		
	1. 地上式一級火薬庫【施行規則第24条】、地上式二級火薬庫【施行規則第26条第1項】、地上式三級火薬庫【施行規則第27条第1項】については、次の基準によること。		
	イ 日本産業規格K4832(2018)火薬類の盗難防止設備の要求事項3.3火薬庫の天井裏又は屋根に張る金網の基準に適合する金網を設置すること。		適・否
16号	施行規則第24条第16号に掲げる盗難を防止するための警鳴装置とは、次の基準によるものとする。		
	1. 地上式一級火薬庫【施行規則第24条】、地上覆土式一級火薬庫【施行規則第24条の2】、地中式一級火薬庫【施行規則第25条】、地下式一級火薬庫【施行規則第25条の2】、地上式二級火薬庫【施行規則第26条第1項】、地中式二級火薬庫【施行規則第26条第2項】、地上式三級火薬庫【施行規則第27条第1項】、地中式三級火薬庫【施行規則第27条第2項】、実包火薬庫【施行規則第27条の4】については、次の基準によること。		
	イ 日本産業規格K4832(2018)火薬類の盗難防止設備の要求事項3.4火薬庫及び庫外貯蔵所に用いる自動警報装置の基準に適合する警鳴装置を設置すること。		適・否
第25条			
4号	施行規則第25条第4号に掲げる盗難防止の措置は、次の要件を満たすものとする。		
	1. 地中式一級火薬庫【第25条】、地下式一級火薬庫【第25条の2】については、次の基準によること。		
	イ 入口の扉は、日本産業規格K4832(2018)火薬類の盗難防止設備の要求事項3.1.2外扉の基準に適合すること。		適・否
	ロ 入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入り口には、日本産業規格K4832(2018)火薬類の盗難防止設備の要求事項3.2火薬庫に用いる錠の基準に適合する錠をそれぞれ設置すること。		適・否

日本産業規格 K4832(2018)火薬類の盗難防止設備の要求事項

事項	内容	対応	適否
3.1 火薬庫の扉			
3.1.1 内扉	内扉は、木製の板戸とする。		適・否
3.1.2 外扉	外扉は、次による。		
	a) 外扉の補強材としてアングルを使用した鉄板扉などとする。なお、外扉を補強する場合の補強材は、40 mm × 40 mm × 5 mm以上の等辺山形鋼(アングル)とする。		適・否
	b) 片扉の場合には、鉄棒に錠の受け座を設け、錠のデッドボルトをはめ込む構造とする。		適・否
	c) 扉、鉄棒及び両開き扉の合わせ目の隙間は、5 mm以下とする。また、扉鉄板は、鉄棒に15 mm以上覆いかぶせる構造とする。また、両開き扉の場合、合わせ目は、15 mm以上覆いかぶせる構造とする。		適・否
	d) 外扉の丁番は、長さ 150 mm 以上の角丁番とし、心棒が容易に抜けないように加工したものを 3 か所以上取り付け。また、丁番は、扉自体の質量によって下がらないように取り付けるか、又は溶接とする。		適・否
	e) 外扉の丁番の取付ビス頭は、閉鎖時に外部から見えないように取り付けるか、又は溶接とする。		適・否
	f) 外扉の丁番側の扉側面に、1 か所当たり 2 本又は 3 本のロッド棒を上下 2 か所取り付け。		適・否
	g) ロッド棒は、直径 13 mm 以上の炭素鋼を用い、受け孔に 15 mm 以上はめ込む構造とし、取付けは溶接とする。		適・否
	h) 扉棒は、壁体の鉄筋コンクリート又はコンクリートブロックの鉄筋に溶接し、扉棒と壁体との間はコンクリート又はモルタルを充填し固定する。ただし、3 級火薬庫については、扉棒が外れないような措置を講じる。		適・否
3.2 火薬庫に用いる錠(図省略)			
3.2.1 火薬庫の外扉に用いる錠	火薬庫に用いる錠は、次のいずれかによる。		
	a) 面付レバータンブラ(スライディングタンブラを含む。)本締錠		適・否
	b) 面付シリンダ本締錠		適・否
	c) 掘込シリンダ本締錠		適・否
	d) 上記以外のもので、盗難防止の効果が a) ~ c) と同等以上のもの。		適・否
3.2.2 錠の取付け条件	錠の取付け条件は、次による。		
	a) 火薬庫群に用いる錠は、全て鍵違いとする。		適・否
	b) 錠のデッドボルト		
	1) デッドボルトの材質は、ステンレス鋼又は焼入れ炭素鋼とする。		適・否
	2) デッドボルトの出る長さは、受け座に10 mm以上はめ込むことができる長さとする。		適・否
	3) 両開き扉にかんぬき型錠を使用する場合は、錠のかんぬきは直径25 mm以上、長さ500 mm以上の鉄棒とする。		適・否
3.2.3 錠の取付け方法	錠は扉に“埋め込み”、“半埋め込み”又は内側に“面付”とし、外部に露出しないようにするため、次による措置を講じる。		適・否
	a) 鍵座又はシリンダは、扉の外表面に突出しないようにする。ただし、鉄製シリンダを外表面に溶接して保護した場合には、この限りでない。		適・否
	b) 錠の取付けボルトの頭部は、扉の外表面に出ないようにする。		適・否
	c) 面付錠の場合には、上の取付け座(鉄製)を設け、これを内面に溶接し、フロント部を補強する。		適・否
	d) 掘込みとした場合には、扉の切欠部には、鉄製補強板を溶接し、フロント部を補強する。		適・否
	e) 掘込シリンダ本締錠の場合には、錠の取付け強度を補強するため鉄箱を設ける。鉄箱は扉に溶接し、鉄箱に“振れ止め”及び“つきあて”を付ける。		適・否
	f) 両開きの場合には、子扉に裏面から操作できる直径16 mm以上の鉄棒の“上げ落とし”を上下に設ける(図省略)。“上げ落とし”のはめ込みは、15 mm以上とする。		適・否
	g) 両引き戸の場合には、面付け又は掘込鍵とする。		適・否

3.3 火薬庫の天井裏又は屋根に張る金網			
火薬庫の天井裏又は屋根に張る金網は、次による。			
a) 金網は、一般に針金(鉄線)の直径が4 mm以上のものを用いる。火薬庫の構造上、その他やむを得ない場合には、直径が3.2 mmのものでもよい。			適・否
b) 網目は、こぶしが入らない程度(おおよそ網目の直径が5 cm以下)が望ましい。			適・否
c) 火薬庫の構造などによって金網を張ることに支障がある場合には、盗難防止に十分な効果があるように直径2.0 mm2.8 mmの有刺鉄線を網状にして屋根裏に張ったものでもよい。			適・否
3.4 火薬庫及び庫外貯蔵所に用いる自動警報装置			
3.4.1 自動警報装置の種類及び構造			
自動警報装置の種類及び構造は、次による。			
a) 電子機器の使用環境は、-10 ~ 40 とする。火薬庫の使用環境が -10 ~ 40 を逸脱する場合には、その逸脱した使用環境に適合する電子機器の使用又は環境制御によって必要となる動作を可能にしなければならない。			適・否
b) 自動警報装置の種類 自動警報装置には、次に示す警報装置及び警鳴装置の2種類がある。			
1) 警報装置 異常を感知する装置(感知部)及び警鳴を発する装置(警鳴部)をもつものであって、庫外貯蔵所に設置する。管理者の常駐する場所が警鳴を感知できる場合に設置する。			適・否
2) 警鳴装置 異常を感知する装置(感知部)、警鳴を発する装置(警鳴部)及び警報を通知する装置(報知部)をもつものであって、火薬庫に設置する。また、庫外貯蔵所であって、管理者の常駐する場所が警鳴を感知することが困難な場合に設置する。			適・否
c) 感知部の感知の型式 感知部の感知の型式は、次のとおりとする。			
1) 断線感知式 次の機能をもつものとする。			
1.1) ドアスイッチ(マイクロスイッチ、マグネットスイッチなど)を取り付けた扉が開いたとき、電気回路の開路によって異常を感知するもの。			適・否
1.2) 天井などに設置されている警戒細線が切断されたとき、電気回路の開路による異常を感知するもの。			適・否
2) 断線短絡感知式 1) の断線感知式に短絡機能を付加したもの。			適・否
3) 振動感知式 天井、側壁などに取り付けられた振動センサが、その天井、側壁などの破壊による強い衝撃を感知するもの。			適・否
4) 赤外線感知式 天井、側壁などに取り付けられた赤外線感知式センサが、その天井、側壁などから侵入しようとする者を感知するもの。			適・否
5) その他 1) ~ 4) 以外の型式のもので、侵入者の感知、火薬庫の壁面の破壊の感知など盗難防止の効果が、1) ~ 4) と同等以上のもの。			適・否
d) 警鳴部の構造基準 警鳴部の構造は、次による。			
1) 本体設備の構造			
1.1) 外箱 厚さ1 mm以上の鉄板製など、容易に破壊できない材質とする。			適・否
1.2) 錠 施錠できる構造とし、施錠する。ただし、なんきん錠及びえび錠を除く。			適・否
1.3) 開口部(電線引込口、音の出る孔など) 開口部は、次による。			
1.3.1) 雨、雪などの入りにくい構造とする。			適・否
1.3.2) 虫などの入りにくい構造とする。			適・否
1.3.3) 外側から回路、警報器などに接触することができない構造とする。			適・否

2) 警報器		
2.1) 種類 警報器の種類は、サイレン、ブザー、スピーカ、ベルなどのうち、いずれか一つ以上を用いる。		適・否
2.2) 音量 外箱から1 m離れた距離において80 dB(A)以上とする。		適・否
3) 回路		
3.1) 火薬庫又は庫外貯蔵所内に配線する場合には、金属線び、金属管などで覆うか、がい装ケーブルを使用する。これができない場合は、回路電流は10 mA以下とする。		適・否
3.2) 火薬庫又は庫外貯蔵所内に設置するセンサ内部に電源を必要とする場合は、センサは全閉形の構造とし、起電力30 V未満の電池を使用する。また、これによって電波を発信する場合は、空中線電力(送信出力)は10 mW以下とする。		適・否
3.3) 感知部から警鳴部までの回路が切断されたとき、警鳴し、報知部へ警報を発する回路とする。回路線をもたない場合も、同様の保護措置を講じる。		適・否
3.4) 避雷器及びヒューズの保安装置をもつ回路でなければならない。		適・否
3.5) 装置の作動状況をテストできる回路をもち、スイッチを入れたとき警鳴し、報知部へ警報を発する回路とする。		適・否
4) 電源		
4.1) 外部から電源を供給する場合は、電源の供給が遮断されたときに、自動的に予備電源に切り替わるものとし、予備電源の消耗状況を示すメータ又は表示灯を備える。また、予備電源が消耗するまでに管理者に消耗状況を通知する。		適・否
4.2) 内部の直流電源を使用する場合は、電源の消耗状況を示すメータ又は表示灯があるもの。		適・否
5) その他		
装置が作動した場合に外部から警報器を止めることができないように、警報を止めるスイッチ、作動テストスイッチ、電池及びメータ類は、収納設備の内部に設ける。		適・否

3.4.2 自動警報装置の設置		
自動警報装置の設置については、次による。		
a) 警鳴部は、火薬庫又は庫外貯蔵所の外壁に設置する。ただし、保安上支障のないような措置を講じた場合は、この限りでない。		適・否
b) 警鳴部1台で2棟以上の火薬庫を警戒する場合であって、土堤などによって音が届かないような場合には、増設サイレンを使用し、その回路線を金属管などによって保護するとともに、警報器は堅固な設備に収納する。		適・否
c) 報知部は、管理者が常駐する場所に設置し、警鳴部からの警報を、警報器、電話、電子メールなどで、直ちに、かつ、確実に管理者に通知する。また、常駐する管理者が管理責任者の指示する者又は代理人である場合は、直ちに、管理責任者に連絡する。		適・否
d) 警鳴部から報知部までの回路線をもつ場合は、必要に応じ回路線を金属管などによって保護する。なお、回路線を架空配線にする場合には、車両の通行、積雪などによって回路線が損傷を受けることがないように木柱、パイプなどによって支持する。また、回路線は避雷導体、電気配線などから可能な限り離して設置し、回路線が切断された場合、警鳴し、警報を発する回路構成とする。		適・否
e) 警鳴部から報知部までの回路線を使用せずに電波によって警報を搬送する場合（警鳴部と報知部との間を無線通信とする場合）は、アンテナに危害を加えられても、その異常を感知できるなどの保護措置を施し、送受信機能が常時作動するよう適切な措置を講じる。また、警鳴部から報知部までの回路線を使用しないその他の方式であっても、同様の保護措置を講じる。		適・否
f) 雷電流、その他電気配線などからの異常電流の侵入を防止するための保安装置は、火薬庫又は庫外貯蔵所の引込口及び警鳴部と報知部との間の回路線をもつ場合は、その両端に取り付ける。		適・否
g) 火薬庫又は庫外貯蔵所の外扉には、ドアスイッチを強固に取り付ける。また、内扉に警戒細線を設置した場合には、内扉にもドアスイッチを取り付ける。なお、ドアスイッチとしてマグネットスイッチを使用する場合は、外扉などの鉄部に直接取り付けない。		適・否
h) 火薬庫には、警戒細線、振動センサ、赤外線感知式センサ又はこれら以外の型式であって盗難防止の効果がこれらのセンサと同等程度以上あるセンサを設置する。		適・否
1) 警戒細線		
1.1) 警戒細線の設置箇所及び間隔は、表1による。		適・否
1.2) 警戒細線は、心線直径0.3 mm～0.5 mm(扉など警戒細線の切れやすい部分は、心線直径を適宜太くする。)のエナメル線又はビニル電線とし、格子状又はループ状に張る。また、接続部はテープ巻きを行い、心線の露出部がないようにする。		適・否
1.3) 警戒細線は、銅、銅合金のくぎなどによって固定し、警戒細線が伸びないようにする。		適・否
2) 振動センサ		
2.1) 振動センサの設置箇所は、表1による。		適・否
2.2) 振動センサの設置数及び設置位置については、次による。		
2.2.1) 外扉又は内扉に設置する場合には、扉板1枚に1個のセンサを扉の中央部に設置する。		適・否
2.2.2) 天井及び内壁に設置する場合には、振動が全体的に伝わりやすい場所を選定し、振動センサの感知領域ごとに1個以上の振動センサを設置する。		適・否
2.3) 外壁に設置する場合には、振動センサの設置数、設置位置は2.2) に準じる。また、振動センサは、厚さ1 mm以上の鋼板製の覆いをする。		適・否
3) 赤外線感知式センサ		
3.1) 赤外線感知式センサの警戒する範囲は、表1による。		適・否
3.2) 赤外線感知式センサの設置数及び設置位置は、天井、側壁などの警戒する範囲から侵入しようとする者を確実に感知できる数及び位置とする。		適・否

3.4.3 自動警報装置の管理に関する基準

自動警報装置の管理の方法などは、次による。	
a) 装置の取扱い	
火薬類を出し入れするときは、警戒スイッチを切り、警戒体制を解除して、火薬庫又は庫外貯蔵所の扉を開き、出し入れが終わり扉を閉めたときは、警戒スイッチを入れ、再び警戒体制とする。警戒スイッチの入れ忘れがないようにするため、スイッチを切っているときには、ランプの点灯、注意札の掲示などの措置を講じるとともに、その日の作業終了後、警戒スイッチの入れ忘れの有無を点検する。	適・否
b) 装置の点検・作動の維持	
自動警報装置については、その機能を定期的に点検し、作動不良の場合には、不良箇所を速やかに補修し、正常な機能を常時維持しておく。なお、次の点に留意する。	適・否
1) 機能点検は、テストスイッチなどによって、装置全体の機能が正常であることを確認することによって行う。サイレンなどの吹鳴を行うに当たっては、付近の住民に予告して行う。	適・否
2) 機能点検は、最低1か月に1回行い、点検結果を記録しておく。	適・否
3) 電池の消耗状況については、電圧計などによって定期的に点検し、早めに取り替える。	適・否
4) 装置全体については定期的に巡回点検し、異常箇所の補修を行う。	適・否
5) 故障のとき速やかに処理できるよう必要な予備品などを用意する。	適・否

表 1-火薬庫に取り付けるセンサの設置基準

区分	管理体制	火薬庫の構成	断線（短絡）感知式センサの設置			振動センサの設置	赤外線感知式センサの警戒範囲
			ドアスイッチの設置	警戒細線の設置及び間隔			
1 地上覆土式火薬庫、地中式火薬庫及び地下式火薬庫	確立	天井	×	×	—	×	×
		壁	×	×	—	×	×
	未確立	天井	×	×	—	×	×
		壁	×	×	—	×	×
2 実包火薬庫	確立	天井	×	×	—	×	×
		壁	×	×	—	×	×
	未確立	天井	×	×	—	×	×
		壁	鉄筋コンクリート造の場合	×	×	—	×
		上記以外の場合	×	○	間隔 20 cm	○	○
3 1及び2の火薬庫を除く火薬庫	確立	天井 (天井の換気孔を含む)	×	○	間隔 20 cm	○	○
		壁	×	×	—	×	×
	未確立	天井 (天井の換気孔を含む)	×	○	間隔 10 cm	○	○
		壁	鉄筋コンクリート造の場合	×	×	—	×
		上記以外の場合	×	○	間隔 20 cm	○	○
		壁	○	○	間隔 20 cm	○	○

注記 1 ○印は必ず設置、○印は“いずれか”を設置、×印は設置不要を示す。“いずれか”を設置とは、ドアスイッチを除き、警戒細線、振動センサ、赤外線感知式センサ及びこれら以外の型式であって盗難防止の効果がこれらのセンサと同等程度以上あるセンサのいずれかを設置することをいう。

注記 2 “管理体制”が“確立”しているとは、警備員などが同一敷地内又は隣接する敷地内に常駐しており、夜間を含む1日に4回以上、巡回（テレビカメラなどで常時監視しているものを含む。）する管理体制であることをいう。

条項(省令)	内容	対応	適否
第22条	法第12条第3項の規定による火薬庫の構造、位置及び設備の技術上の基準は、次条から第32条までに定めるところによる。		
第23条	火薬庫は、第2項から第6項までに規定する場合を除き、その貯蔵量に応じ火薬庫の外壁から保安物件に対し次の表の保安距離をとらなければならない。(表省略)		適・否
21項	第32条の規定により、第20条第1項の最大貯蔵量をこえて貯蔵する場合の保安距離は、当該保安物件に対して、当該火薬庫の種類に応じ、次の算式により計算した距離以上の距離をとらなければならない。(式省略)		適・否
31項	一級火薬庫、二級火薬庫又は煙火火薬庫については、第二種保安物件、第三種保安物件又は第四種保安物件の方向に対する第31条の土堤を火薬庫の屋根の高さの四分の五以上の高さとするときは、当該保安物件に対する保安距離は、第1項の規定にかかわらず、次の表の距離とする。(表省略)		適・否
41項	がん具煙火貯蔵庫については、保安物件の方向に対して経済産業大臣が告示で定める基準による防火壁を設けるときは、当該保安物件に対する保安距離は、第1項の規定にかかわらず、次の表の距離とする。(表省略)		適・否
51項	地下に設置する一級火薬庫については、その貯蔵量に応じ火薬庫の外壁及び放爆用トンネルからの保安物件に対する保安距離は、第1項の規定にかかわらず、次の表の距離とする。(表省略)		適・否
61項	地上に設置する二級火薬庫で周囲に土堤を設けないものは、第1項に規定する保安距離の二倍の保安距離をとらなければならない。		適・否
71項	保安物件がもっぱら当該火薬庫の所属する事業所の事業の用に供する施設であるときは、第1項から前項までの規定にかかわらず、当該保安物件に対し経済産業大臣が告示で定める保安距離をとらなければならない。		適・否
第24条	地上に設置する一級火薬庫は、その位置、構造および設備について、次の各号の規定を守らなければならない。		
1号	火薬庫の位置は、湿地を避けて選定すること。		適・否
2号	構造は、平家建の鉄筋コンクリート造、煉瓦造、コンクリートブロック造または石造とし、基礎は堅ろう高位とし、かつ、排水に留意すること。		適・否
3号	火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分にあっては厚さ15cm以上、煉瓦造、コンクリートブロック造または石造の部分にあっては20cm以上とすること。		適・否
4号	火薬庫の入口の扉は、外扉が耐火扉である二重扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。		適・否
5号	窓を設ける場合には、地盤面から1.7m以上の高さとし、その数は火薬庫の大きさに応じ採光を考慮して定め、かつ、10cm以下の間隔で直径1cm以上の鉄棒をはめこみ、内方には不透明ガラスを使用した引戸を、外方には外から容易に開くことのできないような耐火扉を備えること。		適・否
6号	搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床は、地盤面より30cm以上の高さとし、かつ、床下には火薬庫の大きさに応じ三個以上の通気孔を設け、金網張りとし、かつ、幅20cm以上の通気孔には、約5cm間隔で直径1cm以上の鉄棒をはめこむこと。		適・否
7号	搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面は板張りとし、火薬庫の床面には鉄類を表わさないこと。		適・否
8号	換気孔は、金網張りとし、火薬庫の大きさに応じ天井に一個以上を設け、かつ、天井裏から外部に通ずるように両つまに各一個以上を設けること。		適・否
9号	火薬庫に暖房の設備を設けるときは、温水以外のものを使用しないこと。		適・否
10号	火薬庫内に照明設備を設ける場合には、防爆式の電灯を用い、配線は、金属線び工事、金属管工事、がい装ケーブルを使用するケーブル工事等によるものとし、自動遮断器または開閉器は、火薬庫外に設けること。		適・否
11号	小屋組は木造とし、屋根の外表面は、金属板、スレート板、瓦等の不燃性物質を使用し、盗難および火災を防ぎ得る構造とすること。		適・否
12号	火薬庫には、避雷装置を設けること。		適・否

条項(省令)	内容	対応	適否
13号	火薬庫の周囲は、土堤で囲むこと。		適・否
14号	火薬庫には、その境界に沿い幅2m以上の防火のための空地を設け、附近には貯水槽を備え、警戒札を建てる等の防火設備および警戒設備を設けること。		適・否
15号	火薬庫の天井裏又は屋根には、盗難を防止するための措置を講ずること。		適・否
16号	火薬庫には、盗難を防止するための警鳴装置を設置すること。ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配置する場合には、この限りでない。		適・否
第24条の2	地上に設置する覆土式一級火薬庫は、その位置、構造および設備について、前条第1号、第4号、第7号、第9号、第12号、第14号および第16号ならびに次条第7号および第8号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。		
1号	火薬庫の構造は、二重の堅固な構造とし、外部構造は、厚さ20cm以上の鉄筋コンクリート造とし、内部構造の壁は、その外面が外部構造の壁の内面から20cm以上離れるようにし、かつ、湿気を防ぐ構造とすること。		適・否
2号	火薬庫の基礎は、堅ろう高位とし、外部構造と内部構造との空間には、湿気の滞りゆうを避け、排水を完全にすること。		適・否
3号	搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床は、地盤面より30cm以上の高さとし、床下または天井等には、火薬庫の構造に応じ適当な個数の通気孔または換気孔を設け、かつ、幅20cm以上の通気孔または換気孔には、約5cm間隔で直径1cm以上の鉄棒をはめこむこと。		適・否
4号	火薬庫の覆土(その入口に面する部分を除く。)は、45度より急でないこう配とし、外部構造の覆土の厚さは、3m以上とすること。		適・否
5号	火薬庫の覆土は、石塊を含まないものとし、その表面は、できるだけ芝草類で被覆をすること。		適・否
第25条	地中に設置する一級火薬庫は、その位置、構造および設備について、第24条第7号および第16号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。		
1号	火薬庫の位置は、堅ろうな地盤で、かつ、爆発の際附近の坑内施設、坑内従業者等に危害を及ぼさない場所を選定すること。		適・否
2号	火薬庫の構造は、鉄筋コンクリート造等堅固で湿気を防ぐ構造とすること。ただし、岩質により安全と認められる場合でセメント塗込としたときは、木造で壁板を二重とすることができる。		適・否
3号	建物の外壁と岩壁との間の空間には、湿気の滞りゆうを避け、排水を完全にすること。		適・否
4号	火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口には、盗難を防止するための措置を講ずること。		適・否
5号	削除		適・否
6号	火薬庫の地盤の厚さは、次の表の基準によること。(表省略)		適・否
7号	火薬庫の入口または火薬庫に通ずるトンネルの入口前方5m以内に土堤を設ける等爆発の際直接の衝動波が突出する虞がないように措置を講ずること。		適・否
8号	火薬庫内を照明する設備を設ける場合には、防爆式の電灯とし、配線は、金属線び工事、金属管工事、がい装ケーブルを使用するケーブル工事等によるものとし、自動遮断器または開閉器は、火薬庫外に設けること。		適・否
第25条の2	地下に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第24条第7号及び第16号並びに第25条第4号及び第8号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。		
1号	火薬庫の位置は、堅ろうな地盤で、かつ、爆発の際付近の地下の施設、その施設内における従業者等に危害を及ぼさない場所を選定すること。		適・否
2号	火薬庫の構造は、二重の堅固な構造とし、外部構造の壁は、鉄筋コンクリート造で、かつ、頂部を放爆式構造とし、内部構造の壁は、その外面が外部構造の壁の内面から20cm以上離れるようにし、かつ、湿気を防ぐ構造とすること。		適・否
3号	火薬庫の外部構造と内部構造との間の空間には、湿気の滞留を避け、排水を完全にすること。		適・否
4号	火薬庫には、搬出入用トンネルを設け、かつ、これとは別に放爆用トンネルを設けること。		適・否

条項(省令)	内容	対応	適否
5号	火薬庫に通ずる搬出入用トンネルは、放爆用トンネルを介して火薬庫に通ずる位置に設置し、かつ、爆発の際衝動波が流入しないための措置を講ずること。		適・否
6号	火薬庫に通ずる搬出入用トンネルに昇降機その他火薬類の運搬に用いる設備を設けるときは、火薬類に摩擦及び衝撃を与えないような構造のものとする。		適・否
7号	第4号の放爆用トンネルは、次のイからニまでに定めるところによること。		
イ	一の火薬庫について一箇所とし、鉛直に設置すること。		適・否
ロ	放爆用トンネルの地上の開口部は、雨水の浸入及び火災を防止するために、爆発の際軽量の飛散物となるスレート板その他これに類する不燃性物質で覆うこと。		適・否
ハ	放爆用トンネルの地上の開口部上面には、盗難防止のため金網を張ること。		適・否
ニ	放爆用トンネルの断面の形状は円形又は正方形とし、火薬庫の貯蔵量に応じて、次の表の断面積とすること。(表省略)		適・否
8号	火薬庫の側面及び底面の地盤の厚さは、前条第6号の規定を準用する。		適・否
9号	火薬庫の土かぶり、次の表の基準によること。(表省略)		適・否
10号	土かぶりの土は、石塊を含まないこと。また、土かぶりの土には、火薬庫に附随する設備を含まないものとする。		適・否
11号	火薬庫付近には、警戒札その他の警戒設備を設けること。		適・否
第26条	地上に設置する二級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第24条第1号、第5号、第7号、第9号、第10号及び第14号から第16号までの規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。		
1号	火薬庫の構造は、平家建とし、鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造又はこれと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得る構造とすること。		適・否
1号の2	小屋組みは木造又は爆発の際軽量の飛散物となるような建築材料を使用した造りとし、屋根の外表面は、金属板、スレート板又はかわら等の不燃性物質を使用し、盗難及び火災を防ぎ得る構造とすること。		適・否
2号	火薬庫には、できるだけ避雷装置を設けること。		適・否
3号	火薬庫の周囲は、できるだけ土堤で囲むこと。		適・否
4号	他の二級火薬庫との間に土堤を設けない場合には、その相互の距離は、次の表の基準によること。(表省略)		適・否
2I項	地中に設置する二級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第24条第7号及び第16号並びに前条第6号及び第8号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。		
1号	構造は、盗難を防ぎ得るものとする。		適・否
2号	丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を掘って設けた場合には、内側をコンクリートとし、又は木造の一重張りとする。		適・否
第27条	地上に設置する三級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第24条第4号から第10号まで、第15号及び第16号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。		
1号	火薬庫の壁(前面の壁を除く。)は、厚さ20cm以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ30cm以上の補強コンクリートブロック造とし、前面の壁は、厚さ10cm以下の無筋コンクリート造とすること。		適・否
2号	小屋組みは木造とし、屋根は鉄網セメントモルタル仕上げ等耐火性であって爆発の際軽量の飛散物となるような建築材料を使用し、かつ、盗難を防ぎ得る構造とすること。		適・否
3号	火薬又は爆薬と火工品(実包、空包、コンクリート破砕器、導爆線、電気導火線及び導火線を除く。)とを同時に貯蔵する場合には、床の下を基礎と一体をなす厚さ10cm以上のコンクリート打ちとし、かつ、厚さ30cm以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ40cm以上の補強コンクリートブロック造の隔壁を床の下のコンクリート及び基礎と一体となるように設けること。		適・否
4号	入口は、附近の保安物件に対し、危険の虞のない側に設け、かつ、火薬庫の外側に注水し得る設備を設けること。		適・否
5号	火薬庫の周囲は、土堤又は簡易土堤で囲むこと。		適・否

条項(省令)	内容	対応	適否
2I項	地中に設置する三級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第24条第7号及び第16号、第25条第1号から第4号まで及び第7号並びに前項第3号の規定のほか、左の各号の規定を守らなければならない。		
	1号 地盤の厚さは、60cm以上とすること。		適・否
	2号 住宅その他の建築物の地下に設けないこと。		適・否
第27条の2	ピット式の水蓄火薬庫は、その位置、構造および設備について、次の各号の規定を守らなければならない。		
	1号 火薬庫の壁および底面は、厚さ15cm以上の鉄筋コンクリート造とし、堅固で、かつ、水がもれるおそれのないこと。		適・否
	2号 火薬庫の屋根は、鉄網セメントモルタル仕上げ等耐火性であって盗難を防ぎ得る構造とすること。		適・否
	3号 火薬庫には、水位計および自動給水装置を設置すること。		適・否
	4号 火薬庫には、あふれ出る水の流出口を設け、流出口に沈でんそうを設置する等火薬類を流失させない措置を講ずること。		適・否
第27条の3	横穴式の水蓄火薬庫は、その位置、構造および設備について、前条第3号および第4号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。		
	1号 火薬庫の内面は、堅固で、かつ、水がもれるおそれのないこと。		適・否
	2号 火薬庫の前面のよう壁は、鉄筋コンクリート造とし、水圧に耐える堅固な構造とすること。		適・否
	3号 よう壁に出入り口を設けるときは、水がもれるおそれのない措置を講ずること。		適・否
	4号 出入り口には、盗難防止の措置を講ずること。		適・否
第27条の4	実包火薬庫は、その位置、構造および設備について、第24条第1号、第2号、第4号から第10号まで、第12号、第14号および第16号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。		
	1号 火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分にあっては厚さ20cm以上、煉瓦造、コンクリートブロック造または石造の部分にあっては30cm以上とすること。		適・否
	2号 火薬庫の屋根は、厚さ20cm以上の鉄筋コンクリート造とすること。		適・否
	3号 火薬庫の外部には、できるだけ夜間点灯すること。		適・否
2I項	最大貯蔵量十万個以下の実包火薬庫であって、次の各号のいずれにも適合するものについては、その位置、構造及び設備について、第23条及び前項の規定にかかわらず、第24条第1号、第2号、第4号、第6号から第10号まで及び第16号並びに前項第3号の規定を守らなければならない。		
	1号 火薬庫の壁及び屋根が、厚さ20cm以上の鉄筋コンクリート造であること。		適・否
	2号 窓が設けられていないこと。		適・否
	3号 火薬庫付近には、警戒札その他の警戒設備が設けられていること。		適・否
	4号 当該火薬庫の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するものによる地震力に対して、その安全性が損なわれるおそれがないこと。		適・否
第28条	煙火火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第24条第1号、第7号から第12号まで及び第14号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。		
	1号 構造は、平家建とし、鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造とし、基礎は堅ろう高位とし、かつ、排水に留意すること。		適・否
	1号の2 入口の扉は、二重扉とし、外扉は耐火扉で厚さ3mm以上の鉄板とし、かつ、適当に補強し、内扉と外扉にはそれぞれ錠を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。		適・否
	2号 火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分にあっては厚さ10cm以上、補強コンクリートブロック造の部分にあっては20cm以上とすること。		適・否
	3号 火薬庫の床下には、火薬庫の大きさに応じ二個以上の通気孔を設け、金網張りとし、かつ、幅20cm以上の通気孔には約5cm間隔で直径1cm以上の鉄棒をはめこむこと。		適・否

条項(省令)	内容	対応	適否
4号	火薬庫の周囲は、最大貯蔵量が二トンを超える場合にあっては土堤又は簡易土堤で、最大貯蔵量が二トン以下の場合にあっては土堤、簡易土堤又は防爆壁で囲むこと。		適・否
第29条	がん具煙火貯蔵庫または導火線庫は、その位置、構造および設備について、第24条第1号の規定のほか、左の各号の規定を守らなければならない。		
1号	構造は、できるだけ平家建とし、鉄網モルタル塗、漆喰塗等の防火の措置を講ずること。		適・否
2号	入口の扉には、錠を施す等盗難を防ぎ得るような措置を講ずること。		適・否
第30条	避雷装置は、位置、型式、構造、材質等について経済産業大臣が告示で定めるものを使用しなければならない。		適・否
第31条	火薬庫の周囲に土堤を設ける場合には、左の各号の規定を守らなければならない。		
1号	土堤は、その内面の堤脚から火薬庫の外壁まで1m以上の距離においてできるだけ接近して構築すること。		適・否
2号	土堤に切通の出入口を設けた場合には、平面図において火薬庫の本屋から外方に引いたすべての直線が必ず土堤の頂上の線と交さるような構造とすること。		適・否
3号	土堤にトンネルを掘って出入口とする場合には、平面図において火薬庫の外壁からトンネルの方に引いたすべての直線が必ずトンネルの壁の線と交さるような構造とすること。		適・否
4号	土堤は、45度(最大貯蔵量爆薬600kg以下の火薬庫であって、土堤の内面を鉄筋コンクリートで補強する場合には、当該部分については、75度)より急でないこう配とし、高さは煙火火薬庫にあっては軒までの高さ(1.5m未満の場合は、1.5m)、その他の火薬庫にあっては屋頂の高さ(1.5m未満の場合は、1.5m)以上とし、頂部の厚さは1m以上とすること。		適・否
5号	土堤の堤脚をやむを得ず土留とするときは、土堤の高さの三分の一以下とし、最大貯蔵量爆薬一トン以上の場合には、内面の土留は、爆発の際軽量の飛散物となるものを使用すること。ただし、煙火火薬庫に土堤を設ける場合における材料については、この限りでない。		適・否
6号	火薬庫が二以上隣接し、中間の土堤を兼用するときは、その土堤に通路を設けないこと。		適・否
7号	土堤の堤面は、できるだけ芝草類又はセメントモルタルで被覆をすること。		適・否
第31条の2	火薬庫の周囲に簡易土堤を設ける場合には、前条第1号から第3号までおよび第6号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。		
1号	簡易土堤は、75度より急でないこう配とし、高さは、三級火薬庫にあっては屋頂の高さ(1.5m未満の場合は、1.5m)、煙火火薬庫にあっては軒までの高さ(1.5m未満の場合は、1.5m)以上とし、頂部の厚さは60cm以上とすること。		適・否
2号	十分な強度を有する側壁板および支柱を用いて堅固に土留めし、爆発の際軽量の飛散物となるものを使用すること。		適・否
3号	頂部は、板等でおおい、できるだけ雨水の浸入のないような構造とすること。		適・否
第31条の3	防爆壁は、位置、構造、材質等について経済産業大臣が告示で定める基準に従って設置しなければならない。		適・否
第32条	第20条、第21条および第23条から前条までに規定する基準については、経済産業大臣が天然または人造の掩体の状態、土地または設備の状況、貯蔵火薬類の種類または数量その他の関係により危険の虞がないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもつて基準とする。		適・否